

# 流域治水対策アクションプラン 【 横 川 流 域 】




令和4年12月

## 横川流域治水検討会

国土交通省 関東地方整備局  
甲府河川国道事務所

山梨県 南アルプス市



# 流域治水対策アクションプラン【横川流域】

## 目 次

### 【 本 編 】

1. はじめに	1
2. 対象区域の設定	2
3. 基礎調査	2
3.1 流域の概要	2
3.1.1 地形的特徴	4
3.1.2 土地利用状況	6
3.2 河道の整備状況	8
3.3 浸水被害の状況	10
4. アクションプラン	12
4.1 基本方針	12
4.2 対象降雨	12
4.3 対象期間	13
4.4 アクションプランの目標	13
4.5 アクションプランの対策メニュー	14
4.5.1 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	15
4.5.2 テーマ2：被害対象を減少させるための対策	18
4.5.3 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	19
4.6 想定される効果	20
4.6.1 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	20
4.6.2 テーマ2：被害対象を減少させるための対策	21
4.6.3 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	21
4.6.4 まとめ（目指す姿）	21
5. アクションプランの進捗管理	22
5.1 管理指標の設定	22
5.2 年次報告と計画の見直し	22

### 【 対策メニュー 編 】

アクションプランの推進	23
-------------	----

【 巻 末 資 料 】	63
-------------	----



## 1. はじめに

近年、我が国では、気候変動が主な原因と思われる豪雨災害が頻発しており、平成27年9月関東・東北豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月西日本豪雨、令和元年東日本台風、そして令和2年7月豪雨など、広域かつ想定をはるかに上回る規模の集中豪雨が発生し、災害が激甚化しており、この傾向はさらに高まることが予想される。

山梨県は、急峻な山々に囲われているという地形的な特徴を持ち、これまでも多くの災害に見舞われてきた。これまでの災害の発生状況を踏まえ、県内の各河川では、河川整備計画を策定し、治水事業が進められてきた。

しかしながら、近年の豪雨災害の状況を踏まえると、治水事業をこれまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組むことが重要となっている。

このため山梨県では、水害への総合的な防災減災対策を構築するため、河川整備の更なる進捗と、河川の外における対策の推進について、流域のあらゆる関係者の意識醸成と取り組むべき方向性の共有を目的として、令和3年6月に「山梨県流域治水対策推進基本方針」を策定した。

この基本方針では、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で一体となった治水対策を進める「流域治水」の考え方をもとに、“あらゆる洪水に対して、人命を守り、資産等の被害軽減・解消”を流域治水の目標として設定している。

そこで県では、過去の浸水実績などを踏まえ、県内に4つのモデル小流域を選定しており、今回、その一つである「横川流域」において、3つの対策テーマに基づき、地域特性に応じた具体施策を「アクションプラン」としてとりまとめ、施策や手段を充実させながら、効果的な対策の組み合わせにより、流域治水対策を推進していくこととした。

### 《3つの対策テーマ》

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

## 2. 対象区域の設定

本アクションプランの対象区域は、釜無川と滝沢川の堤防に囲まれた横川流域とする。

ただし、地形、土地利用状況、過去の被害の発生状況（発生範囲、要因等）、河川整備の状況を踏まえ、後述する目標規模や対策メニューの設定とそれにより得られる効果から、一体となってアクションプランを検討することが望ましい地域が含まれるよう考慮する。

## 3. 基礎調査

### 3.1 流域の概要

横川は油川、清水川、西川、八糸川を合わせながら南アルプス市(旧甲西町、若草町)の南東部を流下し、富士川右岸へ合流する一級河川である。流域面積は 17.5km<sup>2</sup>、計画流量は 140m<sup>3</sup>/s となっており、概ね年超過確率 1/50 規模（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/50（2%））の洪水に対する整備を行っている。

当該地域（南アルプス市のうち旧甲西町・若草町）の人口は図 3-1 に示すように昭和 50 年から平成 17 年の間に増加して約 2.5 万人に達しているが、それ以降は横ばいで推移している。

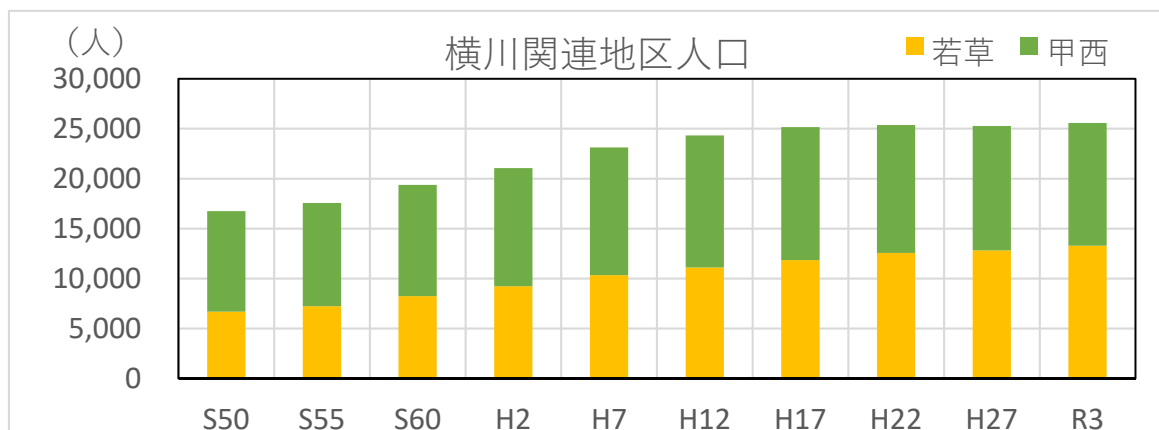


図 3-1 横川関連地区人口

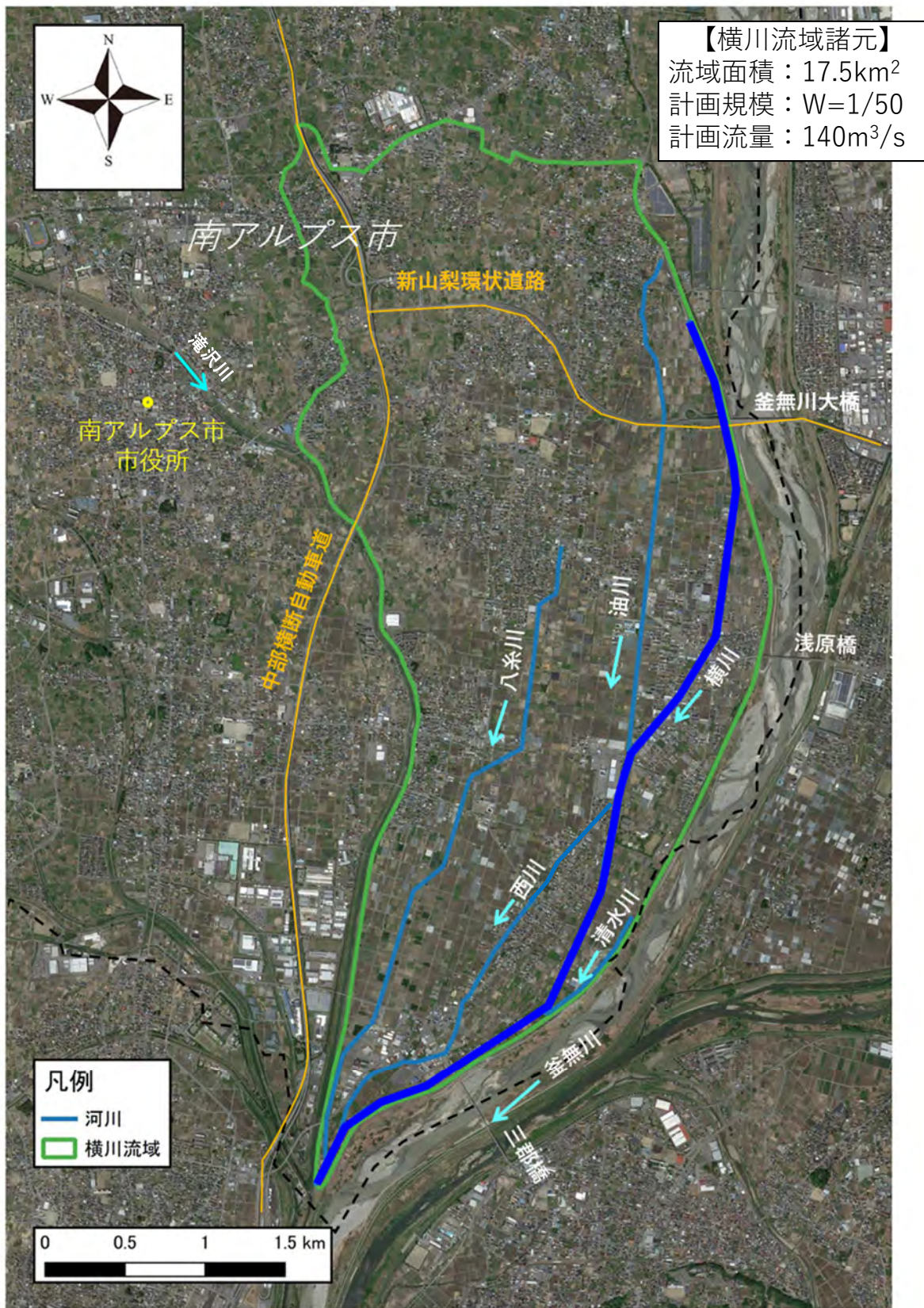
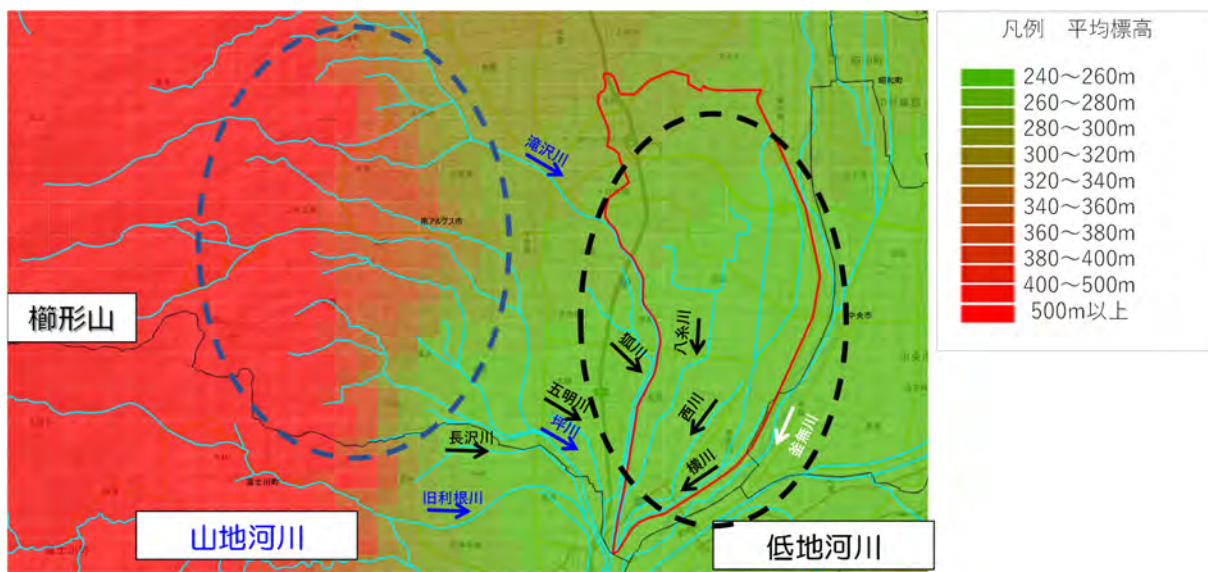


図 3-2 横川流域図

### 3.1.1 地形的特徴

横川流域は、図 3-3 で示されるように山地から流れる滝沢川と釜無川に挟まれた低平地であり、写真 3-1 で見られるように富士川合流手前において、山地から流れる河川と低地を流れるいくつもの河川が複雑に交差する全国でも珍しい地域である。

このような地形的特徴から、低地河川である横川の流水は富士川へ排出されにくく、湛水しやすい地形を有している。



出典：国土数値情報 標高・傾斜度 5 次メッシュデータより作成

図 3-3 横川流域周辺の地盤高と河川の状況



写真 3-1 横川伏越周辺の河川交差状況

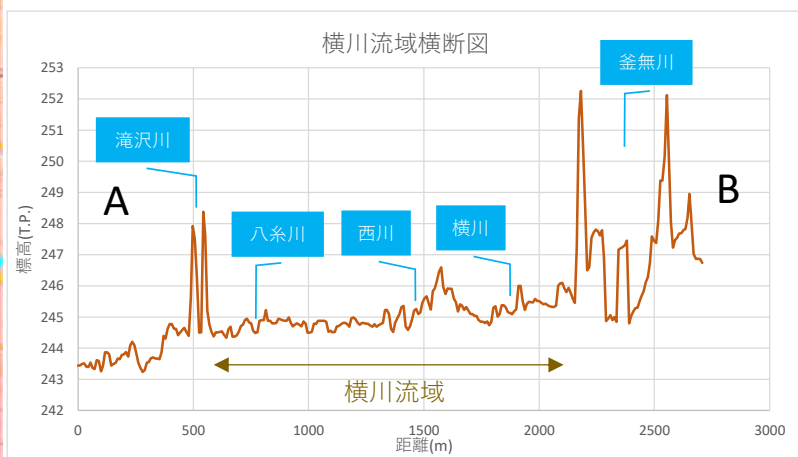
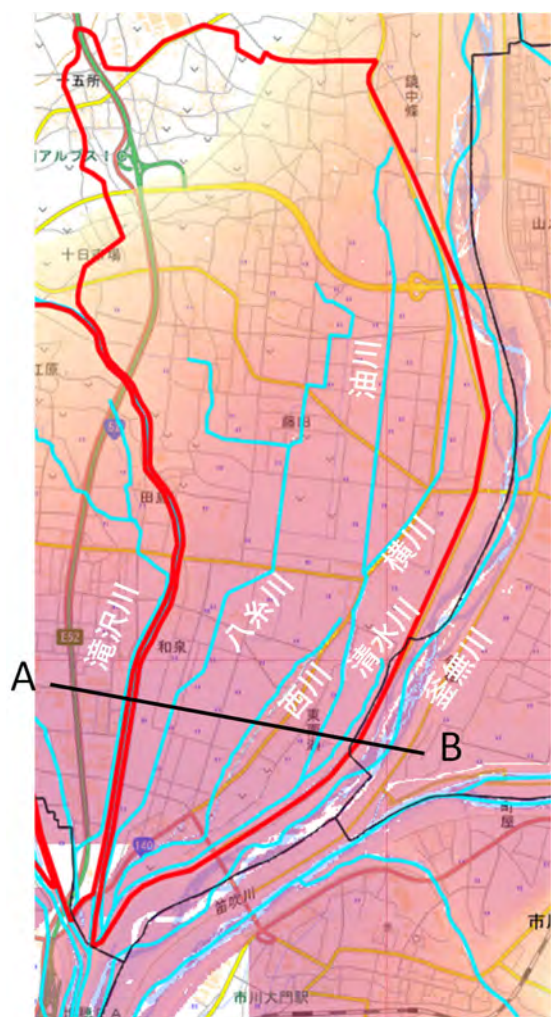
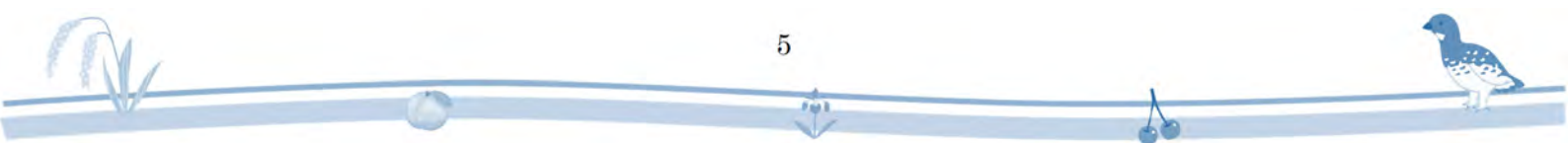


図 3-4 横川流域の地形及び横断面図

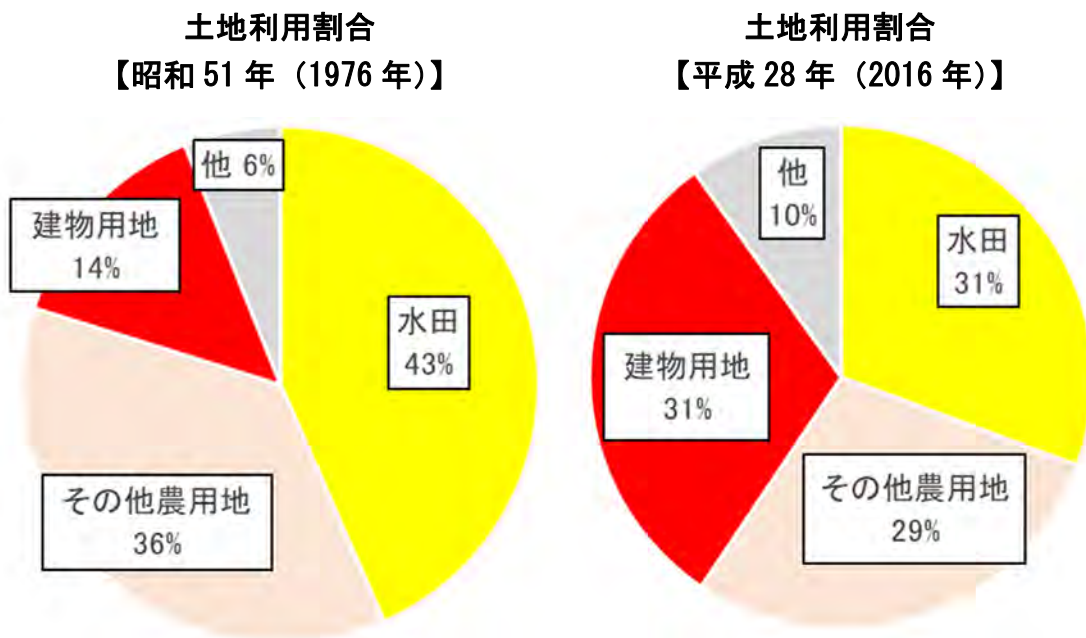


### 3.1.2 土地利用状況

横川流域の現在の土地利用の内訳は、図 3-5 に示すように、水田が 31%、その他農用地が 29%、建物用地（市街地）が 31%である。昭和 51 年の土地利用の内訳と比較すると、建物用地が 14%から 31%に増加しており、市街地化が進んでいる。

一方、水田、その他農用地の割合は減少しており、図 3-7 の航空写真からも、上流部では宅地の増加が見られ、過去に浸水被害のあった下流部においても建物の増加が確認できる。

昭和 50 年代以降に建物用地が増加したエリアは、横川と油川に挟まれたエリア、横川と西川に挟まれたエリア、八条川右岸など河川沿いであり、現在は河川沿いに多くの家屋や商業施設が存在している。



出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュより作成

図 3-5 土地利用割合の変化(昭和 51 年、平成 28 年)



【昭和 51 年 (1976 年)】

【平成 28 年 (2016 年)】

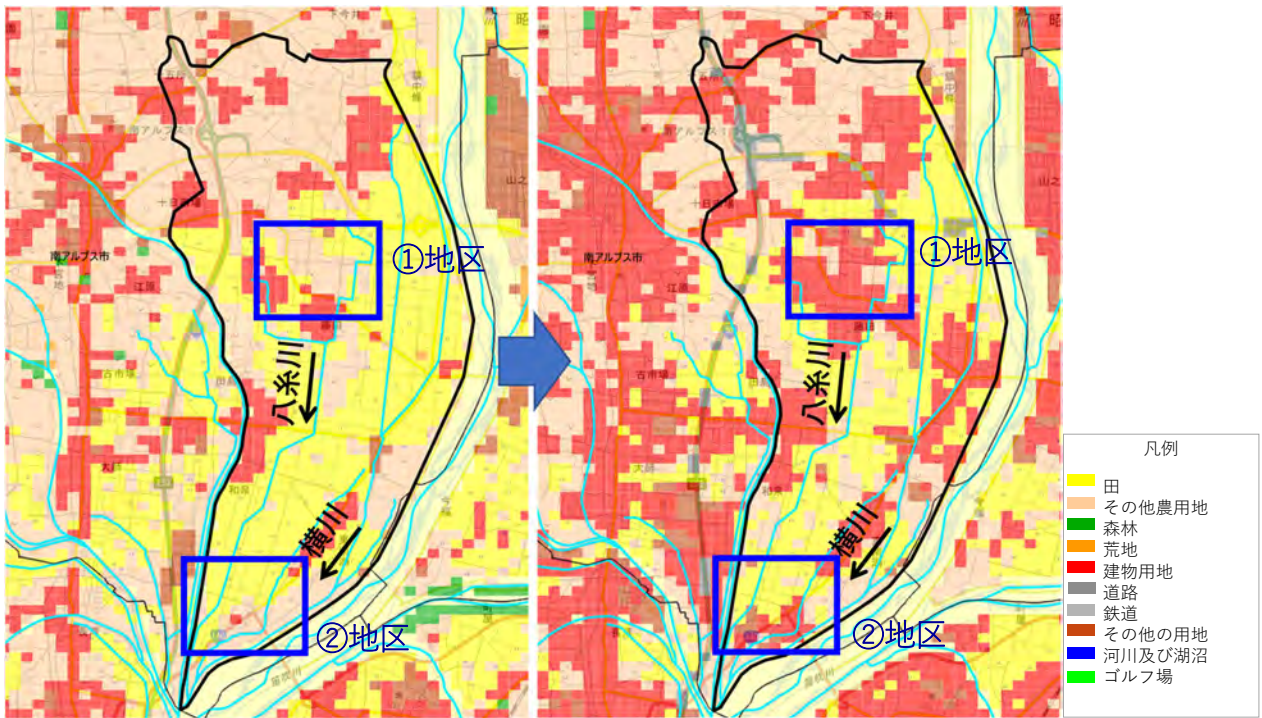


図 3-6 土地利用の変遷(国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ)

	昭和 50 年 (1975 年) 撮影	平成 27 年 (2015 年撮影)
①地区		
②地区		

図 3-7 流域内の航空写真の比較

### 3.2 河道の整備状況

横川流域には横川、八条川、西川、油川、清水川が存在し、横川は整備目標規模が 1/50 (毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/50 (2%))、八条川、油川は 1/30 である。

横川は下流部の伏せ越し箇所を除いて目標の治水安全度を達成しており、八条川は下流部を除き、未整備の区間が存在している。

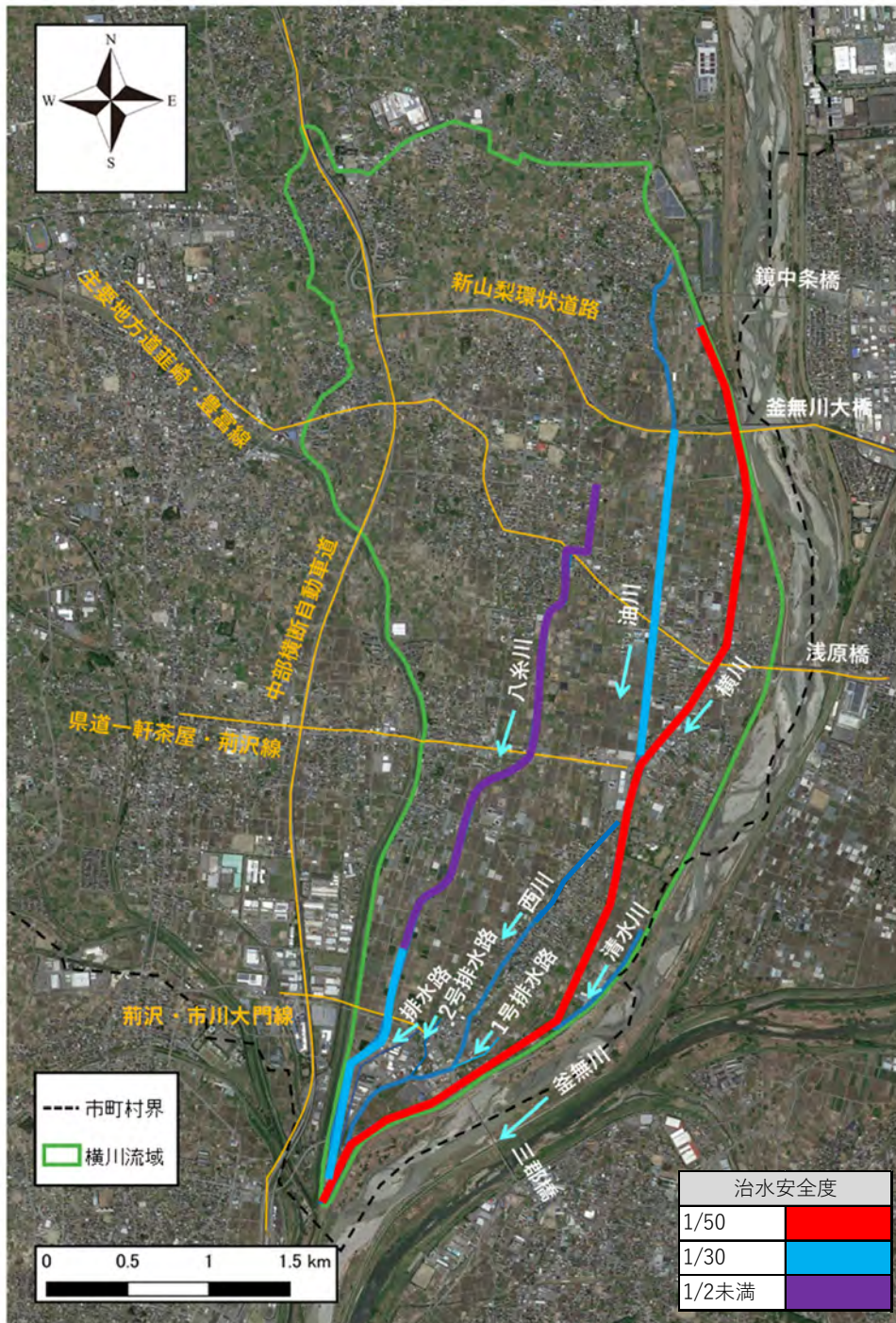


図 3-8 横川流域の現況治水安全度



写真 3-2 横川の整備状況



写真 3-3 八糸川の整備状況



写真 3-4 油川の整備状況

### 3.3 浸水被害の状況

山梨県内では、表 3-1 に示すように、過去の主な水害として、昭和 34 年 8 月の台風 7 号、昭和 57 年 8 月の台風 10 号、平成 23 年 9 月の台風 15 号が挙げられ、度重なる水害により、多数の死者、家屋の浸水被害が発生している。

そのなかでも昭和 57 年 8 月洪水は、山梨県内で死者 7 名、家屋全壊 30 戸などの被害が発生し、広範囲で浸水が発生し、横川流域においても横川および八糸川の下流部一帯で浸水が生じている。(床上浸水：住家 17 戸・公共建物 3 棟・事業所 27 カ所、床下浸水：住家 4 戸<sup>※1</sup>)

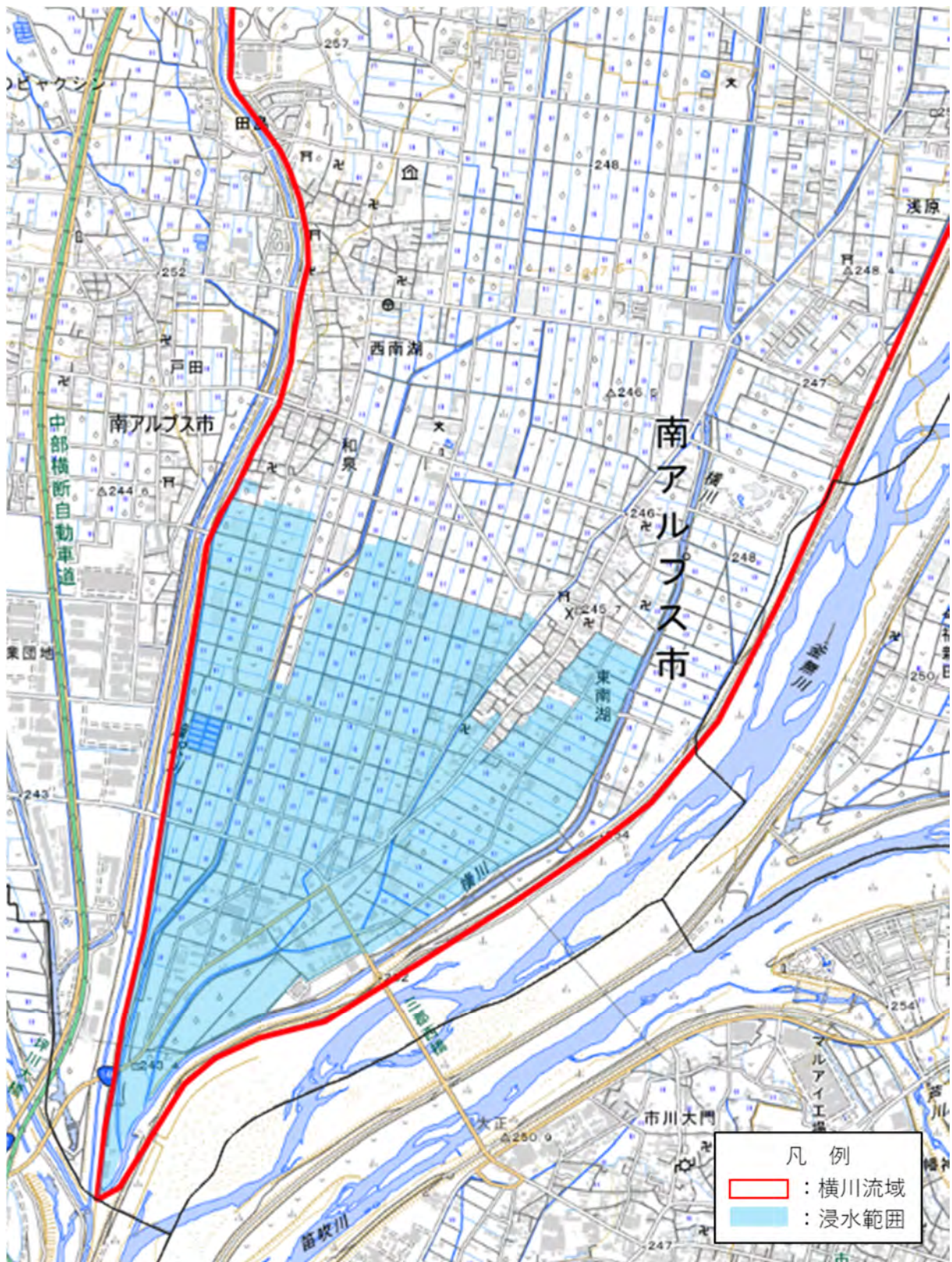
表 3-1 山梨県内における主な災害

年代	洪水名	要因	山梨県内の被害
昭和	昭和 34 年 (1959) 8 月	台風 7 号	死者、行方不明者：90 名 家屋全壊：1,659 戸 床上浸水：2,615 戸 床下浸水：11,830 戸
	昭和 57 年 (1982) 8 月	台風 10 号	死者：7 名 家屋全壊：30 戸 床上浸水：527 戸 床下浸水：1,143 戸
平成	平成 23 年 (2011) 9 月	台風 15 号	床上浸水：40 戸 床下浸水：70 戸



写真 3-5 昭和 57 年 8 月洪水の浸水状況(国道 140 号 旧甲西町東南湖地先)

※ 1：出典 (横川排水機場概要パンフレット/建設省関東地方建設局甲府工事事務所)



※浸水範囲については、当時の資料等を基に再現したものであるため、上図に示した浸水範囲以外にも浸水の実績が存在する可能性がある。

図 3-9 昭和 57 年 8 月洪水の浸水範囲

## 4. アクションプラン

### 4.1 基本方針

本アクションプランは、流域治水の基本的な3つの対策テーマ（テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、テーマ2：被害対象を減少させるための対策、テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策）に基づき、考え得るハード・ソフトからなる対策について、実施区域（河川区域、集水域、氾濫域）、具体的な対策メニュー、実施主体、実施期間等を明示する。

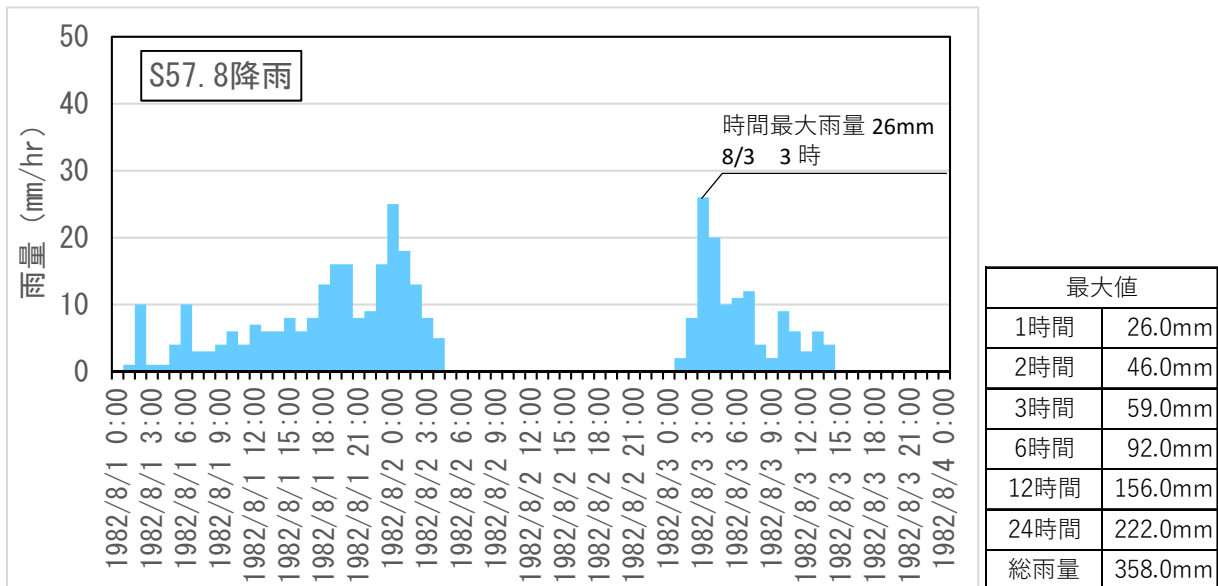
アクションプランでは、対象期間内に一定の効果を見出すため、対策を効果的、戦略的に組み合わせる必要がある。

### 4.2 対象降雨

昭和57年8月降雨では、山梨県内で死者7名、家屋全壊30戸などの被害とともに、横川流域では横川および八系川下流部一帯約150ha<sup>※1</sup>の広範囲にわたり浸水し、一部の宅地では床上浸水が発生した。

また、雨量に着目すると、昭和57年8月降雨は、3日間で2回の降雨があり、市川大門観測所における総雨量は358mmとなり、既往最大を記録している。

以上より、過去の浸水状況を踏まえ、昭和57年8月降雨を本アクションプランの対象降雨とする。



出典：気象庁ホームページより作成

図 4-1 昭和57年8月降雨のハイトグラフ(市川大門観測所)

※1：浸水実績図を基にGISにて計測

### 4.3 対象期間

本アクションプランの対象とする期間は、山梨県流域治水対策推進基本方針に基づき、早急に一定の効果を発揮させるべく、現実的に必要な期間を概ね 10 年として、それ以降も継続して取り組みを実施するものとする。

河川整備計画（平成 17 年 10 月策定）の対象期間が概ね 20 年であることを踏まえ、アクションプランの対象期間を概ね 10 年とすることで、今後の河川整備と一体となった流域治水対策を実施する。

### 4.4 アクションプランの目標

横川流域では、これまで河川整備計画を踏まえた整備を行っており、一定の治水安全度を達成しているが、昭和 57 年 8 月降雨が再度発生した場合、浸水被害の危険は残ってしまう。

そのため、本アクションプランでは、対象降雨（昭和 57 年 8 月降雨）に対し、横川の伏せ越しの増設や、八糸川の改修など、引き続き、河川改修を実施するとともに、河川区域外においても雨水の流出抑制対策や、避難体制の強化等により、流域としての安全度を向上させ、浸水被害の軽減等を目指す。

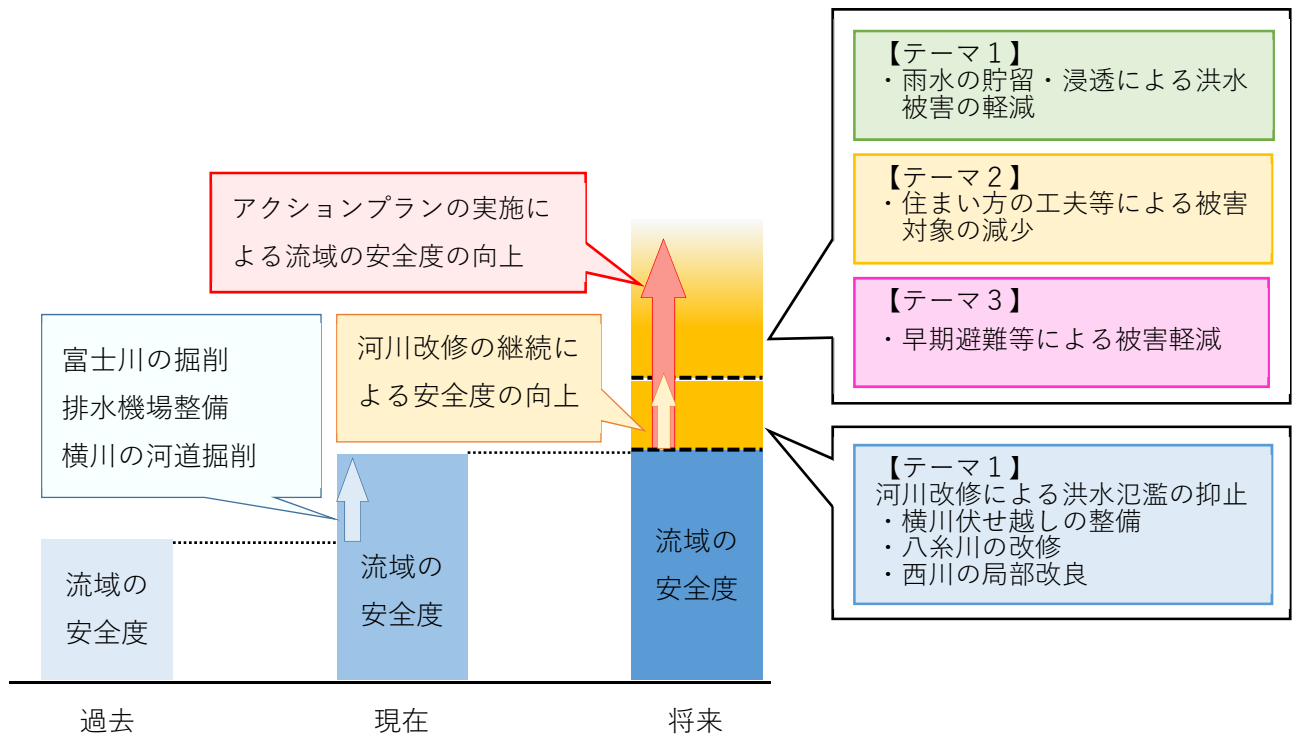


図 4-2 横川流域アクションプランの目標の考え方

#### 4.5 アクションプランの対策メニュー

アクションプランの対策メニューは、流域全体の関係者が協働してハード対策、ソフト対策を合わせた「流域全体での対策」を検討、実施する。

これまでの河川整備により向上した流域の安全度をさらに向上させる対策を行うとともに、雨水流入量を抑制する対策を流域内で推進・促進する。

加えて、防災まちづくりに関する対策や水害リスク情報の充実、避難体制の強化に向けた対策も同時に推進する。

なお、これらの対策は、横川流域の地形や土地利用状況を踏まえ設定するものとする。

また、対策メニューの実施期間については、当面 5 年程度のものを「短期」、5～10 年程度のものを「中期」と表示し、それ以降は「長期」とする。

実施期間における検討や実施状況については、「□：検討、準備」、「■：実施」で整理する。

次項以降に以下の 3 つの対策テーマ別に本アクションプランの対策メニューをまとめた。

##### 《3つの対策テーマ》

テーマ 1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

テーマ 2：被害対象を減少させるための対策

テーマ 3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策



図 4-3 流域治水の対策イメージ



#### 4.5.1 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

「テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」では、河川管理者（国・県）による河川整備を引き続き実施する。また、流域内の公共施設の管理者、企業、住民による貯留・浸透施設の整備や、水田貯留(田んぼダム)など、雨水流出量を抑制する対策の促進を図る。

表 4-1 横川流域の対策(テーマ1)

＜テーマ1＞氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策			凡例 □：検討、準備 ■：実施		
実施区域	具体的な対策メニュー	関係機関	実施期間		
			アクションプラン対象期間 短期	中期	長期
河川区域	洪水氾濫対策 横川の整備	県治水課	■	■	—
	洪水氾濫対策 八糸川の整備	県治水課	■	■	■
	洪水氾濫対策 西川の整備	県治水課	■	—	—
	洪水氾濫対策 河道整正や伐木、浚渫の実施	甲府河川国道事務所 県治水課	■	■	■
	洪水氾濫対策 堤防強化	甲府河川国道事務所 県治水課	■	■	■
	河川管理施設の適正な運用、維持管理	甲府河川国道事務所 県治水課	■	■	■
	気候変動を踏まえた治水計画の見直し	甲府河川国道事務所 県治水課	□	□	■
	段階的なハード整備等の将来計画検討	甲府河川国道事務所 県治水課	□	□	■
集水域	公共施設における雨水貯留浸透施設の設置	県道路整備課 県道路管理課 県都市計画課 市保健福祉部 市建設部 市教育委員会	■	■	■
	民間施設における雨水貯留浸透施設の設置の促進	市産業観光部	■	■	■
	公共下水道（雨水）全体計画の見直し、雨水管理総合計画の策定	県下水道室 市上下水道局	■	□	■
	公共下水道（雨水）、雨水調節池の設置	県下水道室 市上下水道局	□	□	■
	排水路の改修、維持管理	市建設部	■	■	■
	農業用水路の改修、適正な運用、維持管理	県農政部 市建設部	■	■	■
	田んぼダムの促進	県農政部 市建設部	■	■	■
	各戸貯留浸透施設の促進	市建設部	■	■	■

【※短期：5年、中期：10年、長期：10年以降】

※各対策メニューについて、各実施主体の管轄範囲内で実施するものとする。



【断面イメージ】

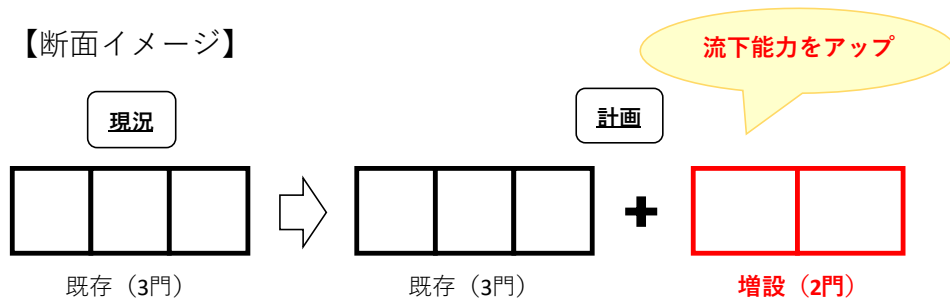


図 4-4 横川第二伏せ越し(仮称)の整備



図 4-5 伐木浚渫の実施(県内事例:坪川)



図 4-6 公共施設における雨水貯留浸透施設(県内事例:甲府東小学校)



図 4-7 田んぼダムの取り組み(南アルプス市における実証実験の様子)

#### 4.5.2 テーマ2：被害対象を減少させるための対策

「テーマ2：被害対象を減少させるための対策」では、国、県、市による住まい方の工夫の検討、市街地のコンパクト化と関連付けた対策を推進する。

表 4-2 横川流域の対策(テーマ2)

＜テーマ2＞被害対象を減少させるための対策			凡例 □：検討、準備 ■：実施		
			実施期間		
実施区域	具体的な対策メニュー	関係機関	アクションプラン対象期間		
			短期	中期	長期
氾濫域	開発指導の強化	市建設部	■	■	■
	防災まちづくり、住まい方の工夫 等	県都市計画課 県建築住宅課 市建設部 県治水課	■	■	■
	中小河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表	県治水課	■	—	—
	多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成・公表	甲府河川国道事務所	■	■	■

【※短期：5年、中期：10年、長期：10年以降】

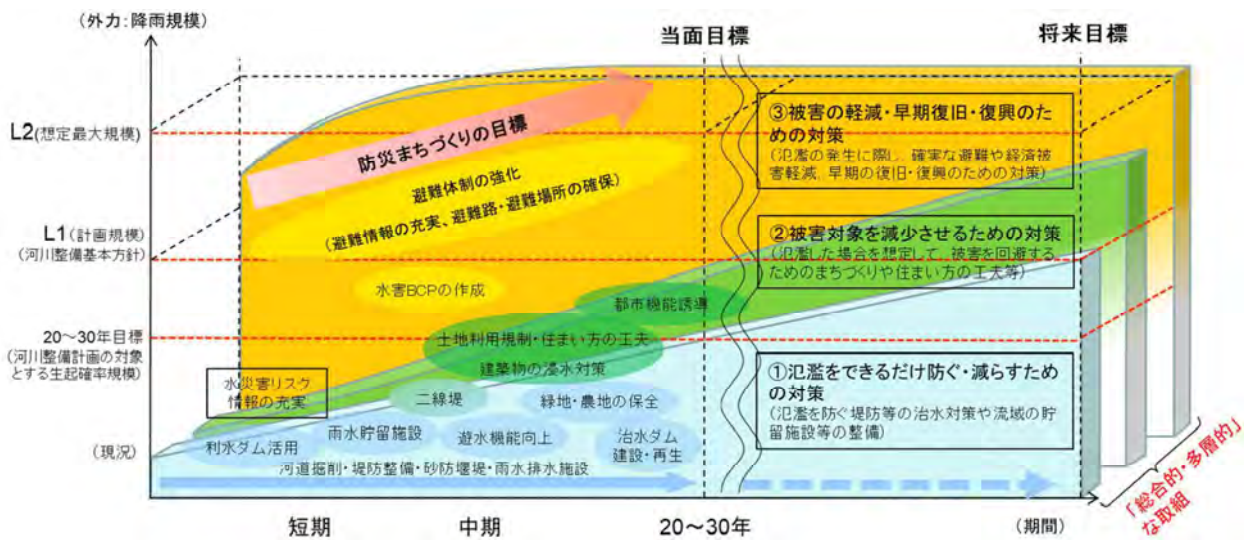


図 4-8 防災まちづくりにおける総合的・多層的な取組のイメージ  
 (「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン(令和3年5月)」(抜粋)/国土交通省)

### 4.5.3 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

「テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」では、国、県、市、企業、住民による水害リスク情報の充実や避難体制の強化に向けた対策を推進する。

表 4-3 横川流域の対策(テーマ3)

＜テーマ3＞被害の軽減、早期復旧・復興のための対策		凡例 □：検討、準備 ■：実施			
実施区域	具体的な対策メニュー	関係機関	実施期間		
			アクションプラン対象期間		長期
			短期	中期	
氾濫域	中小河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表（再掲）	県治水課	■	—	—
	多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成・公表（再掲）	甲府河川国道事務所	■	■	■
	雨水出水浸水想定区域図の作成、内水ハザードマップの作成	県下水道室 市総務部 市上下水道局	■	■	—
	ハザードマップの改定、避難情報発令対応、防災情報周知	市総務部 市建設部	■	■	■
	まるごとまちごとハザードマップの推進（ハザードの見える化）	市総務部	■	—	—
	防災教育の推進	甲府河川国道事務所 県防災局 県治水課 県教育委員会 市総務部 市教育委員会	■	■	■
	マイ・タイムラインの普及促進	市総務部 市教育委員会	■	■	■
	民間企業との災害時連携や民間施設の避難場所確保の推進	市総務部 市産業観光部	□	■	■
	地区防災計画の作成支援、避難訓練の実施	市総務部	■	■	■
	要配慮者利用施設の避難確保計画の策定支援、避難訓練の実施	県防災局 市総務部 市保健福祉部	■	■	■
	避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定支援	県防災局 市総務部 市保健福祉部	■	■	■
	広域避難を視野に入れた避難先の確保	県防災局 市総務部	□	□	■
	広域避難路のリダンダンシー確保	市建設部	□	□	■
	小規模事業者への事業継続計画（BCP）策定支援	県産業労働部 市産業観光部	■	■	■
	水道施設、下水道施設の耐水化	県下水道室 市上下水道局	■	■	■
	災害時の生活用水の確保の推進	市総務部	■	■	■
大規模水害発生後の早期復旧に向けた災害廃棄物の円滑な処理	県環境整備課 市総務部 市民部	■	■	■	

【※短期：5年、中期：10年、長期：10年以降】

## 4.6 想定される効果

アクションプランにおける3つの対策テーマを実施した場合、浸水範囲や被害対象の減少、水害リスク情報の充実、避難体制の強化等の効果が発揮され、流域としての安全度の向上、浸水被害の軽減等が図られる。

### 4.6.1 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

アクションプランにおけるテーマ1（氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策）のうち、以下の条件で対策メニューを実施した場合の想定される効果は以下のとおりとなる。

- ・洪水氾濫対策（横川、八糸川、西川）の整備

河川整備を進めることで横川流域内にS57.8規模の降雨が降った際に、大幅な浸水被害の軽減が図られる。

- ・洪水氾濫対策（河道整正や伐木、浚渫の実施）

適正な維持管理を実施することで、洪水の際に河道としての本来の流下能力を発揮することができる。

- ・田んぼダムの促進

横川流域内の水田の8割で田んぼダムの取り組みを実施した場合、貯留量は102万m<sup>3</sup>となり、河川への流量低減が図られる。

【25mプールに例えると2125杯分の貯留効果となる。】

※田んぼダムの有効貯留高は30cmを想定する。

※25mプールの規格は幅16m、深さ1.2mを想定する。

- ・各戸貯留浸透施設の促進

横川流域内で今後10年間に建設される新築家屋の8割で貯留浸透施設を設置した場合に、流域内にS57.8降雨が降ったとすると、約62,000m<sup>3</sup>の貯留施設に相当し、河川への流量低減が図られる。

【25mプールに例えると130杯分の貯留効果となる。】

※貯留浸透施設能力は建物面積に対して5mm/hrとし、能力残存率を70%と設定する。

※過去16年間の新築戸建てデータより、今後10年間に建設される新築家屋を140戸/年、200m<sup>2</sup>/戸として計算する。



#### 4.6.2 テーマ2：被害対象を減少させるための対策

アクションプランにおけるテーマ2の対策が行われることによって、適切な開発指導が継続して実施され、「防災まちづくり方針」や水害リスク情報（浸水想定区域図や水害リスクマップ）などが示されることにより、水害に強いまちづくりの促進や被害対象の減少が図られる。

#### 4.6.3 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

アクションプランにおけるテーマ3の対策が行われることによって、水害リスク情報の充実やハザードの見える化に加え、防災教育等による意識醸成が図られ、迅速な避難行動の実効性が高められる。

さらに、民間企業における事業継続計画（BCP）の策定や、施設の耐水化、災害時の生活用水の確保、災害発生後の災害廃棄物の円滑な処理など、事前防災対策により、早期復旧・復興のための備えの充実が図られる。

#### 4.6.4 まとめ（目指す姿）

これらのアクションプランの対策により、流域の洪水氾濫が減少するとともに、あらゆる関係者が水害に関する知識と心構えを持ち、流域治水に協力・参加することで、平時から災害に備え、災害時に的確に行動できる社会の実現が期待される。

## 5. アクションプランの進捗管理

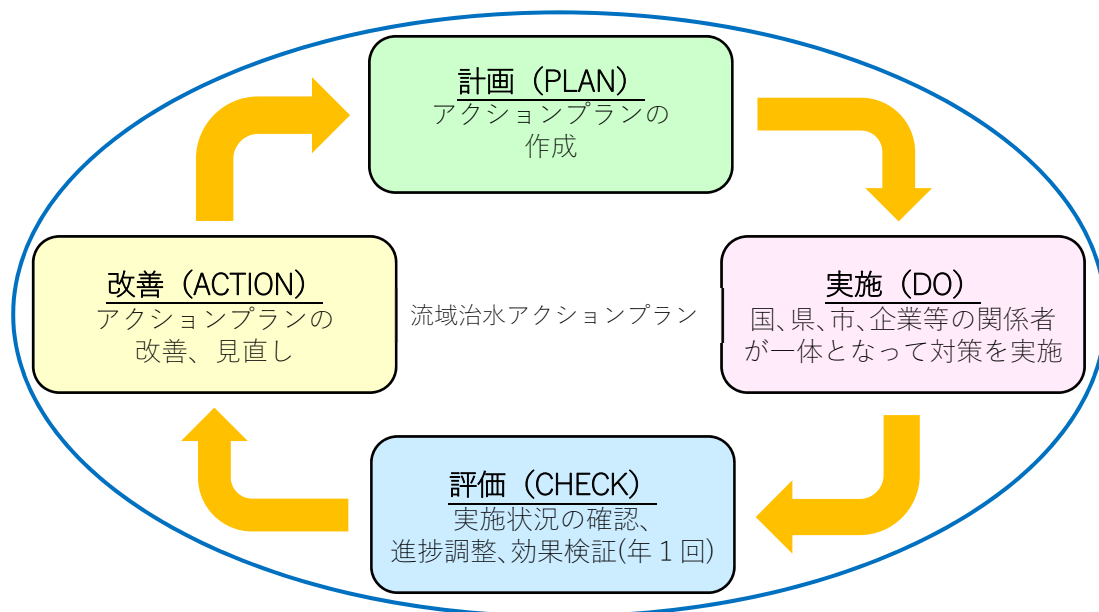
### 5.1 管理指標の設定

4章で掲げた対策メニューの目標達成に向けて、各実施主体が計画的に取り組みを推進する。  
また、着実に取り組みの推進が図られるよう、具体的な実施方法等を明確にし、管理指標を設定した上で取り組む。

### 5.2 年次報告と計画の見直し

本アクションプラン策定後、各実施主体により対策を実施し、進捗状況等を取りまとめ、流域治水推進会議にて年次報告（前年度の実施状況等）を行う。

なお、本アクションプランは現時点で考え得る項目及び対策案であるため、進捗状況及び社会の動向等を踏まえつつ、早期に目標が達成できるよう、適宜見直しを行う。

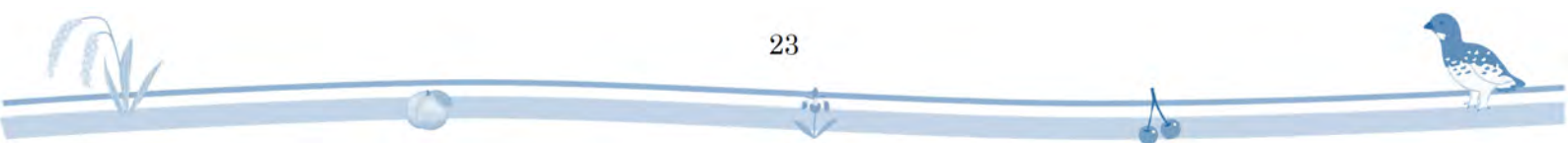






## 対策メニュー 編

〔 アクションプランの推進 〕



## 目 次

### 【 対策メニュー 編 】

#### テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

洪水氾濫対策 横川の整備.....	26
洪水氾濫対策 八糸川の整備.....	27
洪水氾濫対策 西川の整備.....	28
洪水氾濫対策 河道整正や伐木、浚渫の実施.....	29
洪水氾濫対策 堤防強化.....	30
河川管理施設の適正な運用、維持管理.....	31
気候変動を踏まえた治水計画の見直し.....	32
段階的なハード整備等の将来計画検討.....	33
公共施設における雨水貯留浸透施設の設置.....	34
民間施設における雨水貯留浸透施設の設置の促進.....	35
公共下水道（雨水）全体計画の見直し、雨水管理総合計画の策定.....	36
公共下水道（雨水）、雨水調節池の設置 .....	37
排水路の改修、維持管理.....	38
農業用水路の改修、適正な運用、維持管理.....	39
田んぼダムの促進.....	40
各戸貯留浸透施設の促進.....	41

#### テーマ2：被害対象を減少させるための対策

開発指導の強化.....	42
防災まちづくり、住まい方の工夫 等.....	43
中小河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表.....	44
多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成・公表.....	45

#### テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

中小河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表（再掲） .....	46
多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成・公表（再掲） .....	46
雨水出水浸水想定区域図の作成、内水ハザードマップの作成.....	47
ハザードマップの改定、避難情報発令対応、防災情報周知.....	48
まるごとまちごとハザードマップの推進（ハザードの見える化） .....	49
防災教育の推進.....	50
マイ・タイムラインの普及促進 .....	51
民間企業との災害時連携や民間施設の避難場所確保の推進.....	52
地区防災計画の作成支援、避難訓練の実施.....	53
要配慮者利用施設の避難確保計画の策定支援、避難訓練の実施.....	54
避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定支援.....	55
広域避難を視野に入れた避難先の確保.....	56
広域避難路のリダンダンシー確保.....	57
小規模事業者への事業継続計画（BCP）策定支援.....	58
水道施設、下水道施設の耐水化.....	59
災害時の生活用水の確保の推進.....	60
大規模水害発生後の早期復旧に向けた災害廃棄物の円滑な処理.....	61

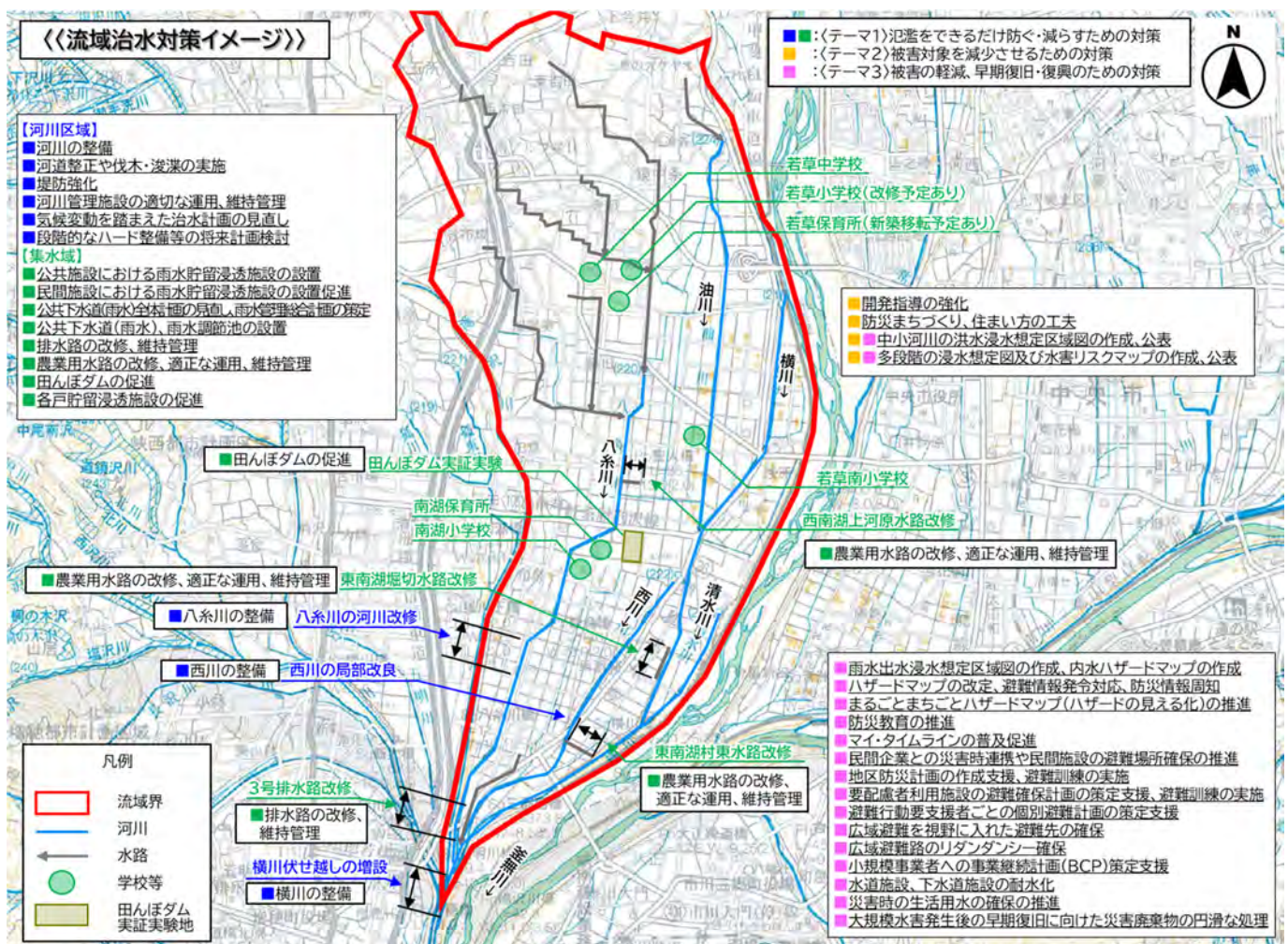
## アクションプランの推進

横川流域のアクションプランの推進を図るにあたり、「流域治水の3つの対策テーマ」に対し、国、県、市、企業、住民等がそれぞれの対策に一体となって取り組むことができるよう実施内容や、役割分担などを「対策メニュー編」としてとりまとめた。

「テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」は、河川管理者（国・県）による河川整備、流域内の公共施設の管理者、企業、住民による雨水貯留浸透施設の整備など、河川に流れ出る量を抑制する対策を推進する。

「テーマ2：被害対象を減少させるための対策」は、国、県、市による住まい方の工夫の検討、都市のコンパクト化などと関連付けた対策を推進する。

「テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」は、国、県、市、企業、住民による水害リスク情報の充実や避難体制の強化に向けた対策を推進する。



流域治水対策の概要（対策イメージ）

## 《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

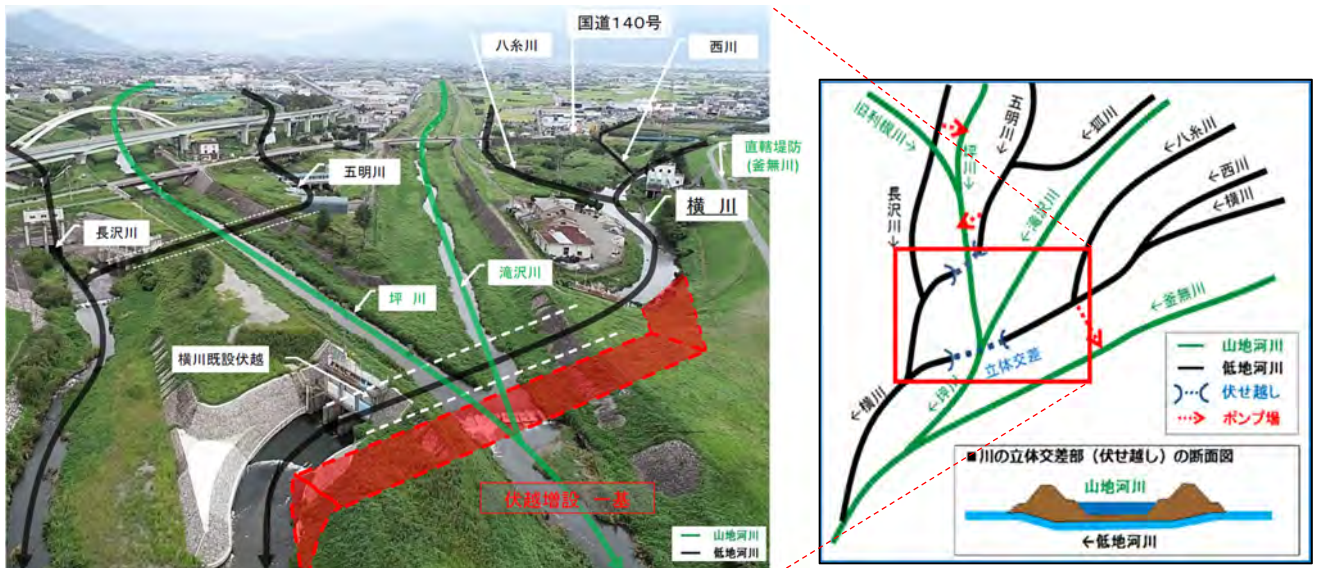
### 具体的な対策メニュー：洪水氾濫対策 横川の整備

#### 【現 状】

従来から、洪水氾濫対策として、一級河川横川の整備を行っており、計画規模での整備は概ね完了しているが、下流部の横川伏せ越し箇所の改修が完了していない。

#### 【実施内容】

横川の直轄管理区間の改修が完了し、県管理区間の流量の受入が可能となったことから、下流部の伏せ越し箇所について、計画規模の断面を確保するため、横川第二伏せ越し(仮称)を新たに整備する。(流下能力：(現状)55m<sup>3</sup>/s ⇒ (整備後)140m<sup>3</sup>/s、事業費 約42億円)



#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
横川第二伏せ越し(仮称)の整備	詳細設計、用地買収、工事着手 等	完成、供用開始

#### 【想定される効果】

横川第二伏せ越し(仮称)を整備することで、横川の全区間において計画規模での河川改修が完了し、さらなる洪水氾濫対策としての効果が期待される。

#### 【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 治水課

## 《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

### 具体的な対策メニュー：洪水氾濫対策 八系川の整備

#### 【現 状】

従来から、洪水氾濫対策として、一級河川八系川の整備を行っており、計画規模での整備は下流部約1,500mが完了しており、現在、上流部約1,500mが未整備となっている。

#### 【実施内容】

引き続き、上流部約1,500mについて、計画規模の断面を確保するため、河川整備を行う。

短期目標として、統合一級河川整備事業区間L=730mのうち、未施工箇所L=300mを整備する。その後も引き続き上流箇所約1,200mの整備を続けていく。



#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
八系川の整備	未施工箇所L=300m 整備完了	施工範囲を検討し、 整備を実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

八系川の全区間において、計画規模の河川改修が完了することで、さらなる洪水氾濫対策としての効果が期待される。

#### 【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 治水課

## 《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

### 具体的な対策メニュー：洪水氾濫対策 西川の整備

#### 【現 状】

本アクションプランの対象降雨（S57.8）に対して、一部護岸天端高が不足している箇所が確認された。

#### 【実施内容】

西川について、早急に詳細調査、設計等を実施し、昭和57年8月降雨の対象降雨規模に対応するための対策としての整備を実施する。



#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
西川の整備 【対象降雨規模（S57.8）】	整備完了	—

#### 【想定される効果】

西川の整備を実施することで、さらなる流域としての治水安全度の向上が期待される。

#### 【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 治水課

## 《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

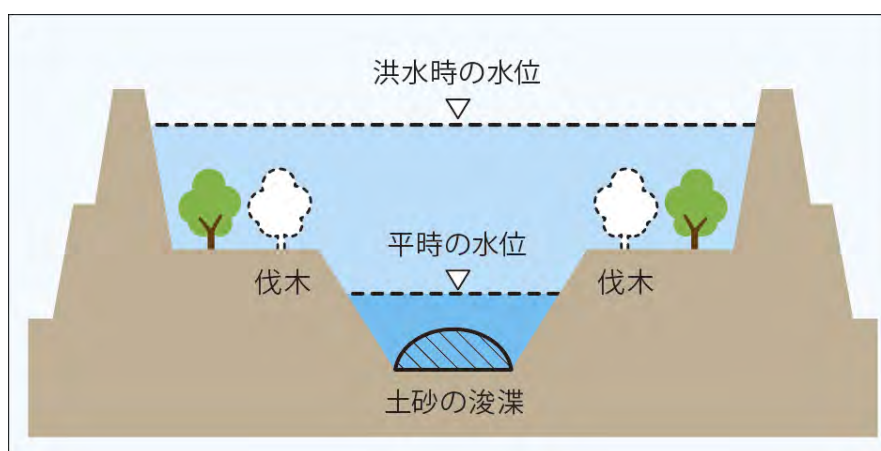
### 具体的な対策メニュー：洪水氾濫対策 河道整正や伐木、浚渫の実施

#### 【現 状】

河川に土砂が堆積し、樹木等が繁茂すると、有効な河川断面が損なわれ、流水の流下に支障が生じるため、河道整正や伐木、浚渫等の維持管理が非常に重要である。

#### 【実施内容】

適切に河道整正や、伐木、浚渫等の維持管理を実施することで、洪水氾濫の原因となるような河道断面の阻害を防止する。



伐木、浚渫のイメージ※1

#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
河道整正や伐木、 浚渫の実施	適宜実施	適宜実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

適切に河道整正や伐木、浚渫等の維持管理を実施することで、本来の洪水を流す河道の能力を発揮し、洪水氾濫対策としての効果が期待される。

#### 【関係機関】

実施主体：国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所  
山梨県 県土整備部 治水課

※1：イメージについては山梨県にて作成

## 《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

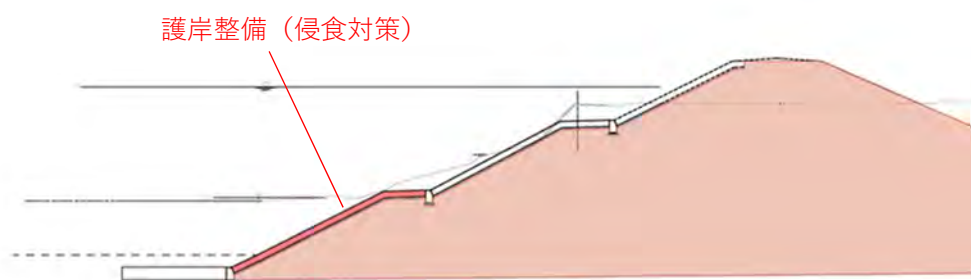
### 具体的な対策メニュー：洪水氾濫対策 堤防強化

#### 【現 状】

洪水時に破堤を防ぐため、「侵食対策」や「浸透対策」を実施することで河川堤防を強化する。  
釜無川の直轄管理区間において洪水時には、規模の大小を問わず、堤防及び河岸を急激に洗掘する流れの発生が大きな特徴であるため、護岸整備を計画的かつ重点的に実施している。

#### 【実施内容】

直轄管理河川においては引き続き、堤防の表法面の侵食耐力を強化し、侵食外力を軽減する対策として「侵食対策」を実施する。また、県管理河川においては堤防点検の結果により必要な「浸透対策」等の堤防強化を実施する。



堤防強化（侵食対策）のイメージ

#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
堤防強化（侵食対策） 【直轄管理区間】	適宜実施	適宜実施
堤防強化（浸透対策） 【県管理区間】	検討、実施	検討、実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

堤防強化として「侵食対策」及び「浸透対策」等を実施することで、洪水時に破堤を防止する効果が期待される。

#### 【関係機関】

実施主体：国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所  
山梨県 県土整備部 治水課



# 《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

## 具体的な対策メニュー：河川管理施設の適正な運用、維持管理

### 【現 状】

堤防や樋門、樋管などの河川管理施設については、樋門等に関する操作要領や堤防等に関する点検要領に基づき、適切な運用、維持管理を行っている。横川伏越し及び分水堰については長寿命化計画を策定している。

### 【実施内容】

操作要領や点検要領に基づき、定期的な施設の点検を行うとともに、適切な運用、維持管理を実施する。

また、施設の修繕や更新についても、長寿命化計画等に基づき必要な時期に実施していく。

The image displays a checklist for dam inspection and two example photos with their respective evaluation forms. The checklist includes items like 'Directional marking', 'Full photo', 'Close-up photo', and 'Spot check'. The example photos show a road and a dam structure with corresponding evaluation tables.

堤防等河川管理施設の点検結果評価要領 参考資料（抜粋）／国土交通省

### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
河川管理施設の適正な運用、維持管理	1回/年以上（点検）	1回/年以上（点検）
河川管理施設の修繕、更新	長寿命化計画等に基づき実施	長寿命化計画等に基づき実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

### 【想定される効果】

河川管理施設の適正な運用、維持管理を実施し、施設の機能が発揮できるようにしておくことで、洪水氾濫対策としての効果や治水安全度の維持が期待できる。

### 【関係機関】

実施主体：国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所  
山梨県 県土整備部 治水課

## 《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

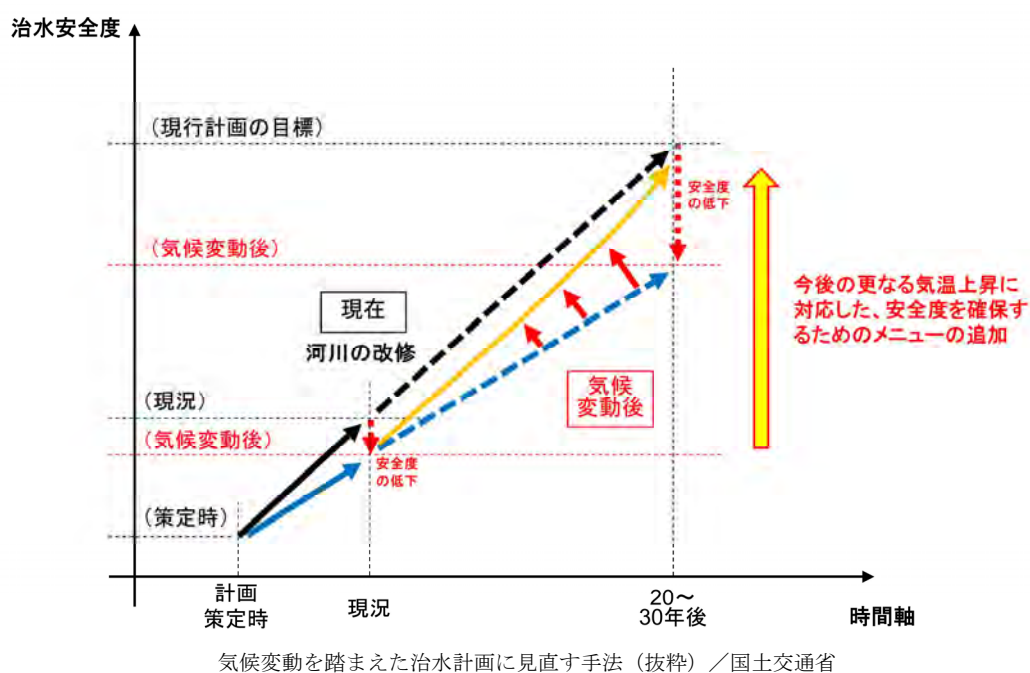
### 具体的な対策メニュー：気候変動を踏まえた治水計画の見直し

#### 【現 状】

気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体において早期に治水安全度向上を図るとともに、計画規模を超える洪水（超過洪水）に対しても氾濫をできるだけ防ぐ治水計画の見直しが必要となっている。

#### 【実施内容】

気候変動の影響も考慮した治水計画の見直しを検討する。



#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
治水計画の見直し	検討	検討、実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

気候変動を踏まえた治水計画の見直しによって、流域全体の治水安全度の向上が図られる。

#### 【関係機関】

実施主体：国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所  
山梨県 県土整備部 治水課

## 《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

### 具体的な対策メニュー：段階的なハード整備等の将来計画検討

#### 【現 状】

気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化や、計画の降雨を超える水害に対し、河川管理者などによる対策を強化・加速することとしているが、ハード整備は費用的にも、時間的にも限界があり、被害を完全に防止することは困難となっている。

このような状況下において、効率的かつ効果的にハード整備を進めるには、暫定計画や水門閉鎖時の対策も含め、段階的なハード整備を検討する必要があると考えている。

一方、あらゆる関係者との協働による「流域治水」の考え方にに基づき、集水域等においても河川に流出するまでの抑制対策に係る取り組みを推進するべきであるが、これらの取り組みについて関係者の参加意欲を高め流域一体となったものに広げていくためには、個々の取り組みが河川にどのような効果をもたらしているかについて、定量的・定性的な評価、検証を進めていく必要がある。

#### 【実施内容】

気候変動の影響を考慮した治水計画の見直しを検討・実施するとともに、河川区域外(集水域等)での雨水流出抑制に係る取り組み(民間企業での雨水貯留浸透施設の設置、田んぼダム、各戸貯留浸透施設の設置等)が促進された場合の抑制効果等を流出計算モデルなどにより検証し、効率的かつ効果的な浸水被害の軽減に向けた段階的なハード整備の将来計画を検討する。

#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
段階的なハード整備の将来計画検討	効果検証、計画検討	効果検証、計画検討

※長期目標：検討結果を基に計画を策定する

#### 【想定される効果】

気候変動を踏まえた段階的なハード整備等の将来計画が検討されることで、効果的な流域全体の治水安全度の向上につながる。

#### 【関係機関】

実施主体：国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所  
山梨県 県土整備部 治水課

## 《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

### 具体的な対策メニュー：公共施設における雨水貯留浸透施設の設置

#### 【現 状】

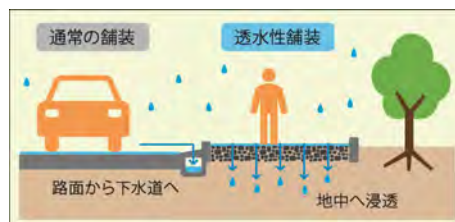
流域の地元自治体や企業、住民がそれぞれ雨水を貯留・浸透させる取り組みを進める必要があるが、比較的規模の大きい、公共施設などにおいては、特に積極的に施設設置を行う必要がある。しかし、現状では、敷地内に降った雨が周辺の水路などを経由して、直接河川に排出している施設も多くある。

#### 【実施内容】

横川流域内における公園や学校、保育施設、市営住宅などの公共施設において、建て替えや改修時などに雨水貯留浸透施設（駐車場の透水性舗装含む）が設置されるよう取り組みの推進を図る。また、県道、市道の歩道部については、原則、透水性舗装を実施することで、雨水の流出抑制を図る。



校庭や公園の貯留イメージ



透水性舗装のイメージ

#### 【目 標】

項 目	施設別	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
公共施設における雨水貯留浸透施設（透水性舗装含む）の設置	学校	改築予定の若草小学校に設置を検討（R6～R7）	改修・改築時に設置を検討
	保育施設	新築移転予定の若草保育園に設置（R4～R5）	改修・改築時に設置を検討
	市営住宅	改修改築時に設置を検討	
透水性舗装の推進	道路（歩道）	透水性舗装による施工を実施	
緑地の現状維持	公園	現状維持	

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

雨水を貯留、浸透させることにより、水路や河川への雨水の流入を抑制できる。  
関係者が取り組むことにより、洪水被害や内水氾濫による浸水被害の軽減につながる。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 保健福祉部 子育て支援課 建設部 道路整備課、都市計画課、管理住宅課 教育委員会 教育総務課  
山梨県 県土整備部 道路整備課、道路管理課、都市計画課

## 《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

### 具体的な対策メニュー：民間施設における雨水貯留浸透施設の設置の促進

#### 【現 状】

横川流域の民間施設では、基本的に都市計画法及び開発指導要綱の基準により雨水貯留浸透施設が設置されている。

しかし、法施行以前に竣工した施設や開発規模の小さい施設では、雨水貯留浸透施設が設置されていない箇所もある。

また、流域内に大きな企業誘致等の計画もあり、敷地内からの雨水の流出が増えることが予想されるため、適切な雨水貯留浸透施設の設置が求められる。

#### 【実施内容】

雨水貯留浸透施設（駐車場の透水性舗装含む）の設置されていない箇所について、施設の必要性を流域治水のパンフレットなどを活用し、説明を行うことで理解を得るなど、協力をいただくなかで設置を促していく。

また、既に雨水貯留浸透施設が設置済みの箇所においても、施設の更新時などに機能の増強や透水性舗装の施工など、企業の負担にならない範囲で、さらなる施設の機能拡大を促していく。

加えて、規模の大きな開発等の計画がある場合には、流域に与える影響も大きいいため、丁寧に流域の状況等の説明を行うことで、適切な雨水貯留浸透施設の設置の協力を得る。

併せて、雨水貯留浸透施設の設置に関する補助制度の導入についても検討を行う。

#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
民間施設における雨水貯留浸透施設の設置促進	・新規施設の設置促進 ・既存施設の機能拡大	・新規施設の設置促進 ・既存施設の機能拡大

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

雨水を貯留、浸透させることにより、水路や河川への雨水の流入を抑制できる。

関係者が取り組むことによって、洪水被害や内水氾濫による浸水被害の軽減につなげることができる。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 産業観光部 商工振興課

## 《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

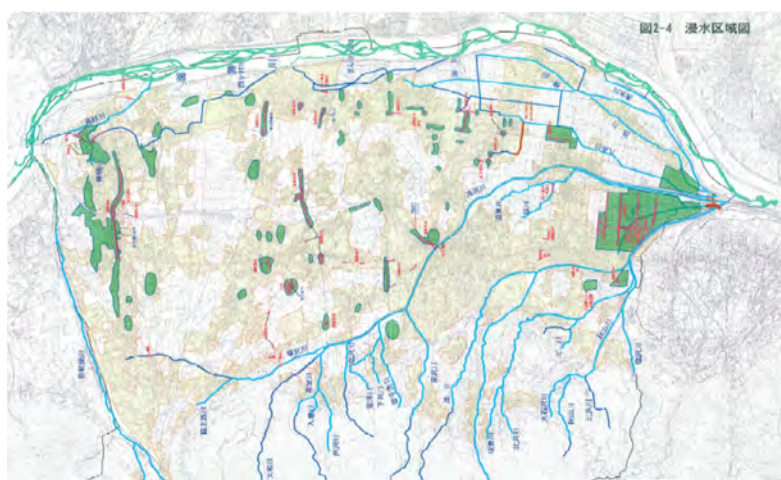
### 具体的な対策メニュー：公共下水道（雨水）全体計画の見直し、雨水管理総合計画の策定

#### 【現 状】

釜無川流域関連南アルプス市公共下水道雨水全体計画を平成17年に策定しているが、浸水対策の基本的事項を定めた雨水管理総合計画は策定していない。

#### 【実施内容】

下水道による浸水対策を計画的に進めるため、公共下水道（雨水）全体計画の見直しを行うとともに、雨水管理総合計画の策定についても合わせて検討する。現在実施中の事業が令和6年度に完了するため、それに合わせて策定を検討していく。



浸水区域図（公共下水道（雨水）全体計画）／南アルプス市

#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
公共下水道（雨水）全体計画の見直し	令和7年度実施予定	—
雨水管理総合計画の策定	検討	検討

#### 【想定される効果】

公共下水道（雨水）全体計画の見直しや、雨水管理総合計画を策定することで、下水道管理者による浸水対策を実施する上で、当面(短期)・中期・長期にわたり実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定める。必要な公共下水道(雨水)による浸水対策が計画的に実施可能となり、内水対策としての整備効果が期待される。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 上下水道局 総務課

実施支援：山梨県 県土整備部 下水道室

## 《 テーマ 1 : 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

### 具体的な対策メニュー：公共下水道（雨水）、雨水調節池の設置

#### 【概要】

公共下水道（雨水）は、多発する浸水被害への対応として、主として市街地における雨水のみを排除するために、河川その他の水域に雨水を放流するものを公共下水道（雨水）として実施する。

雨水調節池は、下水道の排水区域から流れ込む雨水を一時的に貯めておき、下流の河川などの施設の負担を減らす目的で設置する。

#### 【現状】

現在、桃園地内の滝沢川左岸第七排水区を整備中で令和 6 年度に完成予定である。しかしながら、未整備区域についても多く残っている。

#### 【実施内容】

公共下水道（雨水）全体計画に基づき、公共下水道雨水渠等の設置を推進する。（現計画では、釜無川右岸第三排水区が対策重点地区に指定されている）

また、雨水調節池の設置についても合わせて検討していく。



実施状況写真（滝沢川左岸第七排水施設）

#### 【目標】

項目	短期目標 (令和 9 年度末)	中期目標 (令和 14 年度末)
公共下水道(雨水)の設置	釜無川右岸第三排水施設 設置の検討	釜無川右岸第三排水施設 設置の検討

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

公共下水道（雨水）の整備が進むことによって、浸水被害の軽減が図られる。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 上下水道局 工務課

実施支援：山梨県 県土整備部 下水道室

## 《 テーマ 1 : 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

### 具体的な対策メニュー：排水路の改修、維持管理

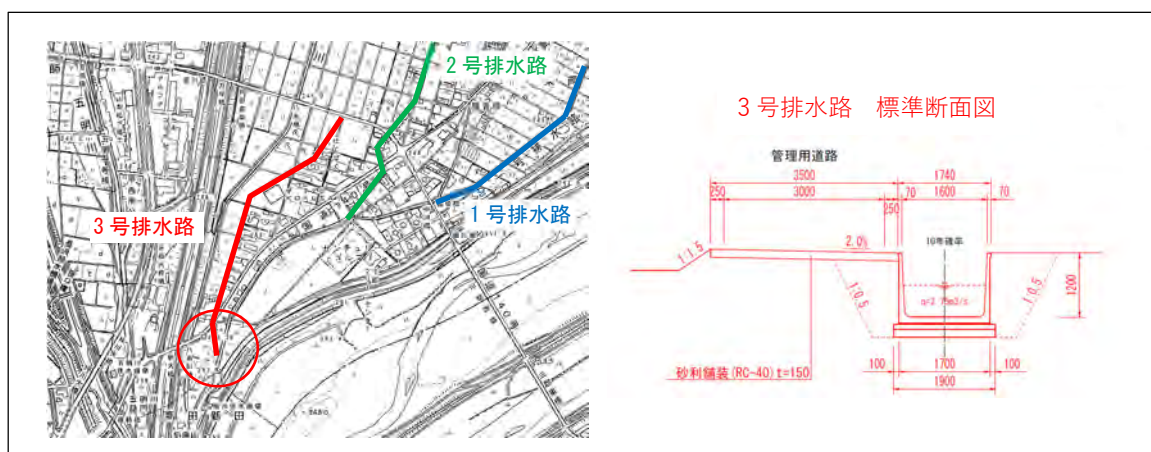
#### 【現 状】

排水路は、排水用に整備されている水路であり、道路側溝や河川、公共下水道（雨水）など管理者が多岐にわたる。

各管理者が排水路の流下能力向上を目的とした改修や、老朽化による機能低下箇所の適切な維持管理を推進していく必要がある。

#### 【実施内容】

R5 年度より横川流域治水関連減災対策事業により、3号排水路の改修を行う。その後、河川整備状況により1号排水路、2号排水路についても計画的に改修を検討する。



#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和 9 年度末)	中期目標 (令和 14 年度末)
排水路の改修	3号排水路 (L=82.00m)	河川整備状況により1号2号排水路の改修を検討
維持管理	定期的な点検	定期的な点検

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

各管理者による排水路の改修、維持管理によって、内水氾濫などの浸水被害の軽減が図られる。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 建設部 道路整備課



## 《 テーマ 1 : 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

### 具体的な対策メニュー：農業用水路の改修、適正な運用、維持管理

#### 【概要】

農業用水路や樋門等は市街地や集落の湛水も防止、軽減する機能を有するため、老朽化施設の改修等を実施し降雨時の排水機能を向上させることにより浸水被害を防止・軽減することが可能となる。

#### 【現状】

計画を立てながら改修及び維持管理を実施しており、現在の事業は令和6年度に完了する。

#### 【実施内容】

改修計画に基づき、以下3箇所の農業用水路の改修を実施する。令和7年度以降についても新たな改修計画を策定し継続的に改修等を実施する。

○農業用水路改修箇所（R6 竣工予定）

- ・西南湖上阿原水路 約 60m
- ・東南湖堀切水路 約 200m
- ・東南湖村東水路 約 80m



#### 【目標】

項目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
農業用水路の改修	3カ所、約340m (R6年度末) ※R7年度以降は計画を策定し実施	改修計画に基づく整備を実施
適正な運用、維持管理	随時	随時

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

農業用水路の改修、適正な運用、維持管理がなされることで、内水氾濫などの浸水被害の軽減が期待される。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 建設部 農林土木課

実施支援：山梨県 農政部 農村振興課、耕地課

## 《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

### 具体的な対策メニュー：田んぼダムの促進

#### 【現 状】

水田には、元々雨水を一時的に貯留し、河川への流出を抑制する機能がある。

その機能を有効に活用するため、水田の排水口に排水量を調整する装置（板や管）を設置し、水田の雨水貯留能力を高めることで、大雨が降った時に水路や河川のピーク流量が抑えられ、洪水被害を軽減する効果が期待できる。

横川流域は水田地帯であるが現時点で雨水を貯留する取り組み（田んぼダム）は実施していない。

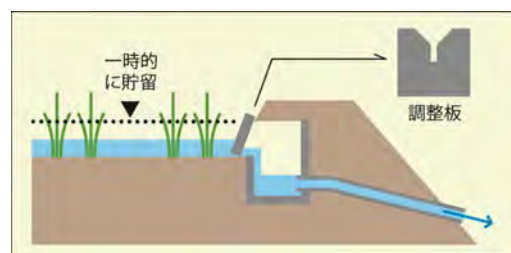
#### 【実施内容】

横川流域内の水田において、田んぼダムの実証実験などを通じて、水田所有者（耕作者）に田んぼダムの効果などの周知を図り、協力を得て、取り組みを促進する。

また、パンフレットの配布等により田んぼダムの取り組みを広く啓発する。



田んぼダム実証実験実施状況（R4年度）



田んぼダム(排水調整)のイメージ

#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
田んぼダムの取り組み	田んぼダムの啓発 実証実験の拡大	田んぼダムの啓発 取り組みの普及・拡大

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

水田に雨水を一時的に貯留することにより、水路や河川のピーク流量を抑える効果が期待できる。

多くの水田で取り組むことで、洪水被害や内水氾濫による浸水被害の軽減につなげることができる。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 建設部 農林土木課

実施支援：山梨県 農政部 農村振興課、耕地課

## 《 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

### 具体的な対策メニュー：各戸貯留浸透施設の促進

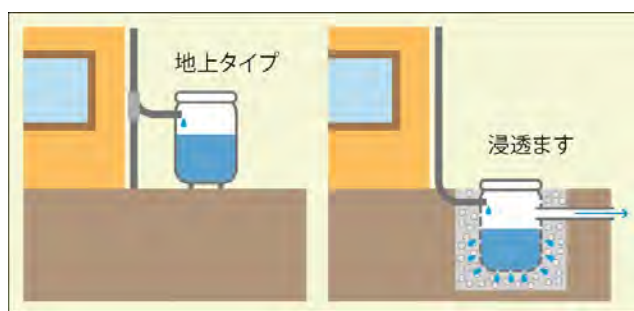
#### 【現 状】

南アルプス市では、住宅敷地内に降った雨は、敷地内処理を原則としているが、周辺に水路がある場合などは、その水路を経由して直接河川に排出している住宅も多く存在する。

#### 【実施内容】

住居の新築等の相談時などに流域治水のパンフレットなどを活用し、各戸貯留や浸透施設の必要性について説明を行い、理解を得るなど、協力をいただくなかで雨水貯留浸透施設が設置されるよう取り組みの促進を図る。

また、各戸貯留浸透施設の確実な普及拡大を図るための手法についても検討を行う。



各戸貯留浸透施設のイメージ



雨水利用事例集／国土交通省

#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
各戸貯留浸透施設の促進	設置戸数の拡大	設置戸数の拡大

※具体的な設置戸数の目標については今後検討していく

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

各家庭において、雨水を貯留、浸透させる施設を設置することにより、水路や河川への雨水の流入を抑制できる。

多くの住宅地で取り組むことによって、洪水被害や内水氾濫による浸水被害の軽減につなげることができる。

また、貯留した雨水は、敷地内の花壇の水やりや、消火用水としても活用が可能。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 建設部 管理住宅課

## 《 テーマ2：被害対象を減少させるための対策 》

### 具体的な対策メニュー：開発指導の強化

#### 【現 状】

南アルプス市では都市計画法に基づく「開発行為許可」及び、「南アルプス市宅地開発及び建築物指導要綱」に基づき開発指導を行っている。

#### ○都市計画法に基づく「開発行為許可」

- ・主として建築物の建築の用に供する目的で行う 3,000 m<sup>2</sup>以上の一団の土地の区画形質の変更について、その土地の合理的な利用が図られるべくため、技術基準等に関する設計確認（雨水流出抑制含む）を行っている。

#### ○「南アルプス市宅地開発及び建築物指導要綱」

- ・主に 1,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為について、その土地開発の適正化を図るため、技術基準等に関する設計確認（雨水流出抑制含む）を行っている。



南アルプス市ホームページ(開発指導要綱様式)

#### 【実施内容】

今後も引き続き適切に開発の指導を行っていくとともに、流域治水対策に寄与するような指導要綱の見直しについても検討し、より適切な土地利用となるように促していく。

#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
開発指導の強化	約 200 件	約 400 件
指導要綱の見直し	検討	検討

※件数については過去の実績より約 40 件/年として算出

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

適切な開発指導により、雨水貯留浸透施設を設置することで、敷地内から過剰に雨水が流出するのを抑える。また、指導要綱の見直しにより、開発指導の範囲拡大や、効果のある雨水貯留浸透施設の設置により、水害に強いまちづくりの推進が図られる。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 建設部 都市計画課

## 《 テーマ2：被害対象を減少させるための対策 》

### 具体的な対策メニュー：防災まちづくり、住まい方の工夫 等

#### 【現 状】

頻繁化・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、リスクの低い土地への居住誘導、立地適正化計画における防災指針など、安全なまちづくりのための総合的な対策が必要となっている。

#### 【実施内容】

水災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導、コンパクトなまちづくりにおける防災への配慮に加え、水災害リスクのあるエリアでの敷地の嵩上げ(盛土)や、建物をピロティ構造にするなど、住まい方の工夫を推進するため、県は流域にとらわれず広域的な見地から水災害リスクの分析・評価を行い、市町村が居住誘導区域等を設定する際の方針となる「防災まちづくり方針」を策定し、ガイドラインなどで示す。

また、市においては「防災まちづくり」や「住まい方の工夫」の推進を図るため、都市計画マスタープランに方向性を示すとともに、ガイドラインに基づき、立地適正化計画の作成について検討を進める。



#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
「防災まちづくり」や「住まい方の工夫」の推進	「防災まちづくり方針」の策定・ガイドラインの作成 市町村都市計画マスタープランの改定	立地適正化計画(防災指針)の作成

※長期目標：「防災まちづくり」、「住まい方の工夫」の実践

#### 【想定される効果】

水災害に強いまちづくりが促進されることで、被害対象の減少が図られる。

#### 【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 都市計画課、建築住宅課、治水課  
南アルプス市 建設部 都市計画課

## 《 テーマ2：被害対象を減少させるための対策 》

### 具体的な対策メニュー：中小河川の洪水浸水想定区域図の作成・公表

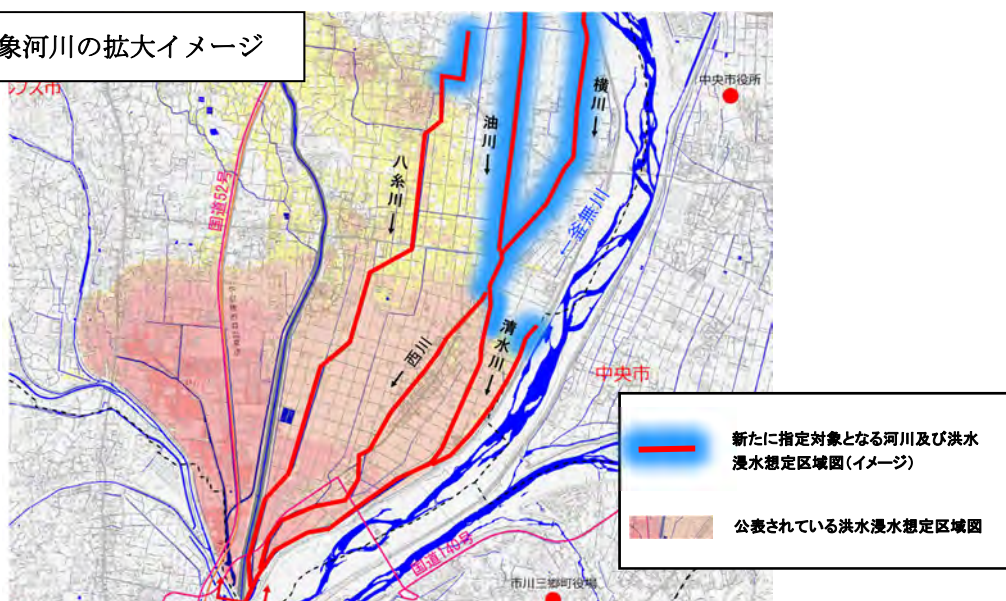
#### 【現 状】

南アルプス市では、洪水予報河川の釜無川（国指定）や、水位周知河川の滝沢川、坪川（県指定）の洪水浸水想定区域図が作成されているが、横川流域内の一級河川では洪水浸水想定区域図は作成されていないことから、水害リスク情報の空白域が生じており、迅速な避難体制や土地利用の開発抑制等に活かされていない。

#### 【実施内容】

横川流域内の一級河川（横川、油川、清水川、西川、八系川）における洪水浸水想定区域図を作成し、公表することで水害リスク情報の空白域の解消や、開発の抑制を図る。

#### 指定対象河川の拡大イメージ



#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
中小河川の洪水浸水 想定区域図の作成	5河川(全河川完了)	—

#### 【想定される効果】

現在作成されていない一級河川の洪水浸水想定区域図が作成され、洪水ハザードマップの改定がなされることによって、より一層、水害リスク情報の充実が図られる。

水害リスク情報の充実により、緊急時の避難行動や、土地利用の開発抑制に寄与できる。

#### 【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 治水課

## 《 テーマ2：被害対象を減少させるための対策 》

### 具体的な対策メニュー：多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成・公表

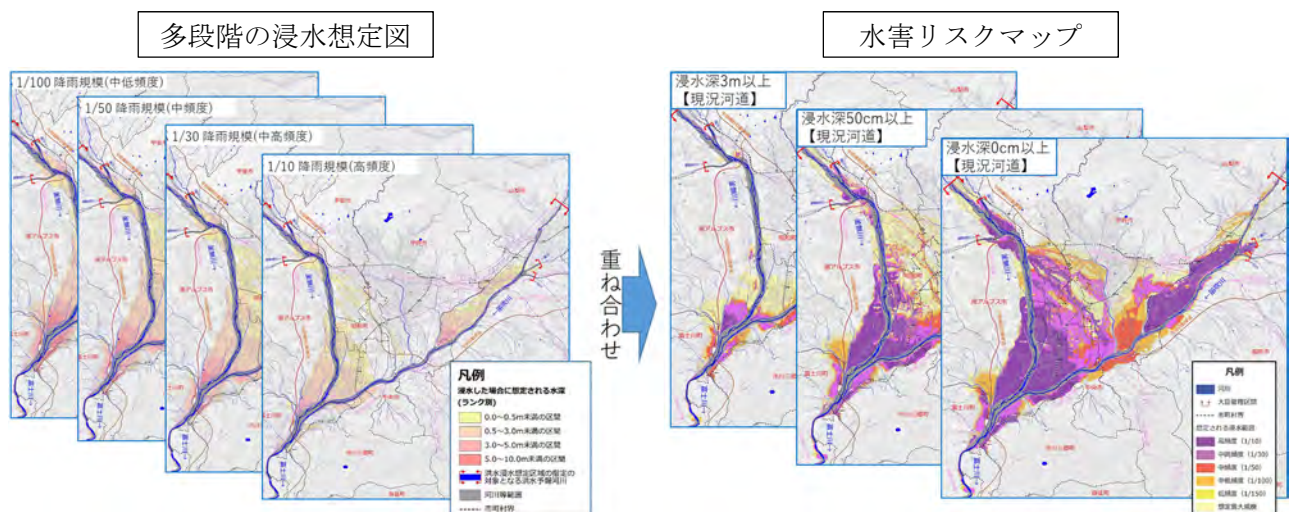
#### 【現 状】

これまで、富士川水系において計画規模及び想定最大規模降雨の洪水で想定される浸水深を表示した洪水浸水想定区域図を提供し、洪水時の円滑かつ迅速な避難確保等を促進してきた。

#### 【実施内容】

これまでの洪水浸水想定区域図に加えて、発生頻度が高い降雨規模（1/10、1/30、1/50、1/100等）の場合に想定される浸水範囲や浸水深を示した「多段階の浸水想定図」を新たに整備する。また、浸水範囲・浸水深と浸水頻度の関係をわかりやすく図示した「水害リスクマップ」についても新たに整備する。

「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」をオープン化するとともに、床上浸水の可能性など、実感が得られやすい形で表示・提供し、情報の利活用を促進する。R4年度に現況、短期河道の「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」について公表した。



#### 【目 標】

項 目	短期目標（令和9年度末）	中期目標（令和14年度末）
「多段階の浸水想定図」、「水害リスクマップ」の作成	短期河道以降の作成の検討 水害リスクマップ等の周知、情報提供	短期河道以降の作成の検討 水害リスクマップ等の周知、情報提供

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

住居・企業の立地誘導・立地選択や水害保険への反映等に活用することで、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等の促進が図られる。

企業BCPへの反映を促進することで、洪水時の事業資産の損害を最小限にとどめることにより、事業の継続・早期復旧が図られる。

#### 【関係機関】

実施主体：国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所



《 テーマ 3 : 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：中小河川の洪水浸水想定区域図の作成・公表（再掲）

（P 4 4 参照）

具体的な対策メニュー：多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成・公表（再掲）

（P 4 5 参照）



## 《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

### 具体的な対策メニュー：雨水出水浸水想定区域図の作成、内水ハザードマップの作成

#### 【概要】

これまで、河川の氾濫に備え、洪水ハザードマップを作成するなどして、避難警戒措置を講じてきたが、近年の異常気象により、いままで内水による浸水被害がなかった地域についても、その可能性が高まっている。そのため、下水道による浸水対策を実施する全ての団体において、想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域の指定等の適切な雨水出水浸水リスクの提供が必要となった。

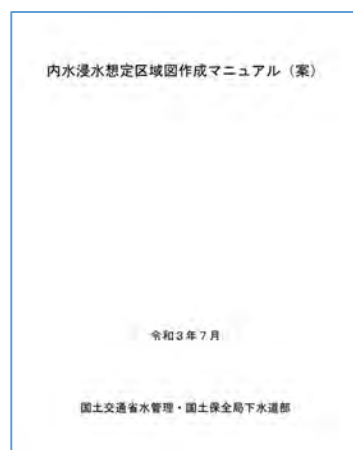
#### 【現状】

南アルプス市では、想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域図は作成していない。

#### 【実施内容】

雨水出水浸水想定区域図を作成し公表する。

その後、雨水出水浸水想定区域図を基に内水ハザードマップについても引き続き作成し公表していく。



#### 【目標】

項目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
雨水出水浸水想定区域図の作成	作成、公表	—
内水ハザードマップの作成	—	作成、公表

#### 【想定される効果】

雨水出水浸水想定区域図及び内水ハザードマップの作成がなされることによって、より一層、水害リスク情報の充実が図られる。

水害リスク情報の充実により、緊急時の避難行動に寄与できる。

#### 【関係課】

実施主体：南アルプス市 上下水道局 総務課、総務部 防災危機管理課

実施支援：山梨県 県土整備部 下水道室

## 《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

### 具体的な対策メニュー：ハザードマップの改定、避難情報発令対応、防災情報周知

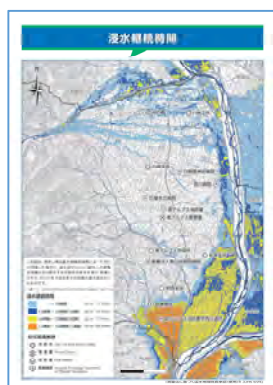
#### 【現 状】

これまで、南アルプス市においては洪水ハザードマップの公表(令和4年3月作成)及び市広報、市HP等により防災情報の周知に努めてきた。また、避難情報等の発令に関しても、「防災行政無線」、「Lアラート」、「緊急速報メール」、「南アルプス info」を活用することにより迅速、的確な情報発信に努めている。また令和4年度についてはNHK甲府放送局と共同により浸水想定深のポスターを4箇所にて作成した。

#### 【実施内容】

新たな中小河川の洪水浸水想定区域図が作成・公表された場合は、防災・安全交付金などを活用し、速やかに洪水ハザードマップの改定を行う。

また、南アルプス市の防災行政無線の放送内容を、既の実施している南アルプス info(スマホアプリ)の他、複数メディア(ホームページ、SNS等)に対応できるように早期に改修を行う。



洪水ハザードマップ(抜粋) / 南アルプス市

防災・災害情報アプリ / 南アルプス市

NHK 甲府放送局共同作成ポスター

#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
ハザードマップの改定	改定・公表	必要時応じて改定・公表
避難情報の発令対応	防災行政無線改修	複数メディアへの対応
防災情報の周知	防災行政無線改修	複数メディアへの対応

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

新たに作成された中小河川の洪水浸水想定区域図を速やかに洪水ハザードマップに反映することによって、水害リスク情報の空白域の解消が図られ、より一層、水害リスク情報の充実が期待され、避難行動に活用できる。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 総務部 防災危機管理課、建設部 道路整備課

## 《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

### 具体的な対策メニュー：まるごとまちごとハザードマップの推進（ハザードの見える化）

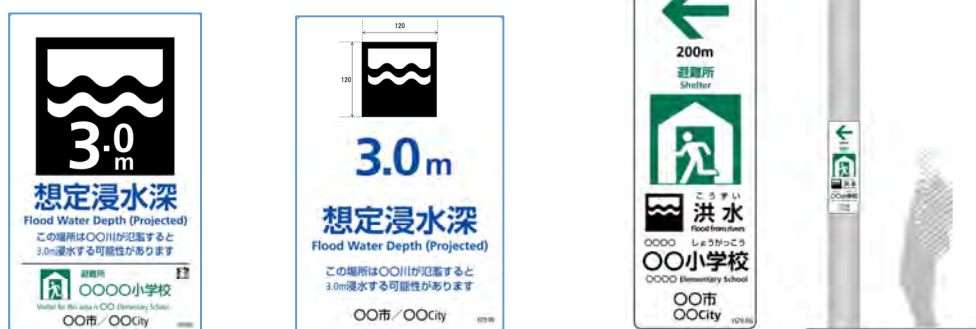
#### 【現 状】

「まるごとまちごとハザードマップ」とは、自らが生活する地域の水害の危険性を実感できるよう、居住地域を「まるごとハザードマップ」と見立て、生活空間である「まちなか」に水防災にかかわる「洪水・内水・浸水深」に関する情報、「避難所及び避難誘導」に関する情報を表示する取り組みである。

南アルプス市では、指定避難所（35箇所）へ標識を設置している。

#### 【実施内容】

自らが生活する地域の水害の危険性を実感できるよう、“まちなか”にある電柱や施設などに、河川が氾濫した場合の想定浸水深や避難場所などの情報を載せた標識を、社会資本総合整備事業を活用し設置する。



参考：まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き（第2版）／国土交通省水管理・国土保全局

#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
まるごとまちごとハザードマップ (ハザードの見える化) の推進	120箇所	—

#### 【想定される効果】

洪水による浸水のリスクや、避難に関する情報を生活空間である「まちなか」に表示して自然に目に入るようにすることで、日頃から水防災への意識を高めることができる。

自らが生活する地域で水害が発生したときにどんな状況になるのかなどをイメージすることで、洪水ハザードマップ等への興味関心を促す。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 総務部 防災危機管理課

## 《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

### 具体的な対策メニュー：防災教育の推進

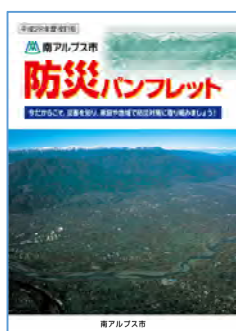
#### 【現 状】

これまで、南アルプス市においては、毎年「自主防災会」、「防災リーダー」、「消防団」を対象とした防災講習会の開催、また、平成25年度から「自主防災会」への「防災リーダー」を配置するため「防災リーダー養成講習会」を実施してきた。

また、横川流域内の若草保育所、若草小学校・若草南小学校・若草中学校・南湖小学校に防災専門官を派遣し防災教育を積極的に推進しており、学校単位でのタイムラインの作成も終了している。 ※横川流域内：防災リーダー養成講習会終了者59人（市全体：448人）

#### 【実施内容】

流域内の浸水想定区域内の自主防災会や学校と連携した防災訓練（水害における垂直避難含む）を行い地域防災力の強化を図るとともに、「流域治水」の取り組み等について、自治体から防災学習会などを通じた住民への周知や、学校教育に取り込んでいく。



#### 【目 標】

防災パンフレット／南アルプス市

項 目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
防災教育の推進	防災訓練(水害)実施 流域治水の恒常的な教育の実施	防災訓練(水害)実施 流域治水の恒常的な教育の実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

地域や小中学校において、水害に対する防災訓練を実施することで、災害が発生した際に適切な避難行動を取ることが出来る。

また、「流域治水」を学校教育に取り込んでいくことで、意識醸成が図られ、将来にかけて「流域治水」の取り組みが地域に浸透することが期待される。

#### 【関係機関】

実施主体：国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所

山梨県 防災局 防災危機管理課、県土整備部 治水課、教育委員会 教育企画室 南アルプス市 総務部 防災危機管理課、教育委員会 学校教育課

## 《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

### 具体的な対策メニュー：マイ・タイムラインの普及促進

#### 【概要】

マイ・タイムラインとは、住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、住民自ら考え、命を守る避難行動のための一助とするものである。

#### 【実施内容】

一人ひとりの生活にあったマイ・タイムラインが作成できるよう、自主防災会を対象の防災講習、防災リーダー講習及び学校教育などを通じて普及促進を図る。

マイ・タイムライン作成後も継続した勉強会等を行い、生活の変化に合わせて見直しを促進する。



洪水ハザードマップ（抜粋）／南アルプス市

#### 【目標】

項目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
マイ・タイムラインの普及促進	作成支援の実施	作成支援の実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

自分自身の状況に応じたマイ・タイムラインを事前に考えて作成しておくことで、いざという時に慌てずに対応することができ、逃げ遅れを防ぐ等の効果が期待される。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 総務部 防災危機管理課、教育委員会 学校教育課

## 《 テーマ 3 : 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

### 具体的な対策メニュー：民間企業との災害時連携や民間施設の避難場所確保の推進

#### 【現 状】

地域において想定される災害の態様・影響が及ぶ範囲、公共施設の数や人口の分布などの事情から、公共施設だけでは十分な指定緊急避難場所を確保することが困難な場合、公共施設と併せて、民間施設についても避難場所が確保できるよう災害協定の推進が必要である。

また、大規模な浸水被害については、垂直避難が有効であり、民間企業の施設や立体駐車場なども避難場所として考えられるが、横川流域内で民間施設の避難場所は確保されていない状況である。

#### 【実施内容】

地域の民間企業と連携することで、災害時の避難場所の確保や生活物資の供給等を受けられるような災害時協力協定等の仕組みづくりを検討し、要すれば協定等を取り交わす。

また、大規模災害に対応するため、民間施設での避難場所の確保に向けて実施可能な箇所を検討し、災害協定が締結できるよう協議していく。



#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和 9 年度末)	中期目標 (令和 14 年度末)
民間企業との災害時連携及び 民間施設の避難場所確保	検討、協議	協定等締結市内 10 施設

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

民間企業との災害時連携や、民間施設の避難場所が確保されることで、民間企業と連携した地域の防災力向上が期待できる。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 総務部 防災危機管理課

実施支援：南アルプス市 産業観光部 商工振興課

## 《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

### 具体的な対策メニュー：地区防災計画の作成支援、避難訓練の実施

#### 【現 状】

大規模災害においては、自助、共助、公助が連携することが防災対策として重要となる。

地区防災計画は、地域防災計画において地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する防災計画となっている。（横川流域内では、藤田区・浅原区が地区防災計画策定済み）

#### 【実施内容】

自主防災会を対象とした学習会等を通じて、地区防災計画の必要性を地域住民に訴えけるとともに、計画の策定を支援する。

また、作成した地区防災計画に基づいた避難訓練を実施するとともに、南アルプス市地域防災計画に規定する。



啓発用パンフレット『みんなでつくる地区防災計画～「自助」「共助」による地域の防災～』抜粋／内閣府

#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
地区防災計画の作成支援	策定率 50%	策定率 70%
避難訓練の実施	1回/年以上	1回/年以上

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

地区防災計画の作成や、避難訓練の実施を通じて、地域コミュニティが機能し、活性化することで、地域防災力の向上が期待できる。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 総務部 防災危機管理課

## 《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

### 具体的な対策メニュー：要配慮者利用施設の避難確保計画の策定支援、避難訓練の実施

#### 【現 状】

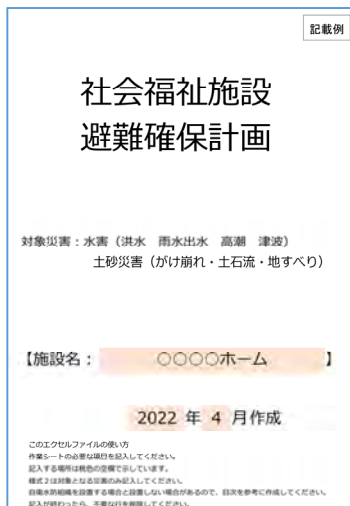
南アルプス市の洪水浸水想定区域内の施設のうち、80%の要配慮者利用施設において避難確保計画が策定されている。(R4.9.30時点)

※横川流域内の保育所・小中学校においては策定済み

#### 【実施内容】

洪水浸水想定区域内の避難確保計画が未策定の要配慮者利用施設について、施設管理者を対象とした勉強会などを実施して策定支援を行う。

また、作成した避難確保計画に基づいた避難訓練を実施する。



施設型タイムラインの設定	福祉施設	高齢者施設	避難確保計画	訓練実施準備
<ul style="list-style-type: none"> <li>1-1 事前</li> <li>1-2 発生時</li> <li>1-3 発生後</li> <li>2-1 発生後</li> <li>2-2 発生後</li> <li>2-3 発生後</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉施設、福祉施設利用者への対応、避難確保計画の策定</li> <li>福祉施設、福祉施設利用者への対応、避難確保計画の策定</li> <li>福祉施設、福祉施設利用者への対応、避難確保計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者施設、高齢者施設利用者への対応、避難確保計画の策定</li> <li>高齢者施設、高齢者施設利用者への対応、避難確保計画の策定</li> <li>高齢者施設、高齢者施設利用者への対応、避難確保計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難確保計画の策定</li> <li>避難確保計画の策定</li> <li>避難確保計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訓練実施準備</li> <li>訓練実施準備</li> <li>訓練実施準備</li> </ul>



要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き／国土交通省

#### 【目 標】

項 目	短期目標（令和9年度末）	中期目標（令和14年度末）
避難確保計画の作成支援	策定率 100%	—
避難訓練の実施	1回／年以上	1回／年以上

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

要配慮者利用施設の避難確保計画を策定し、避難訓練を実施していくことで、地域防災力が高まることが期待される。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 総務部 防災危機管理課、保健福祉部 福祉総合相談課

実施支援：山梨県 防災局 防災危機管理課



## 《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

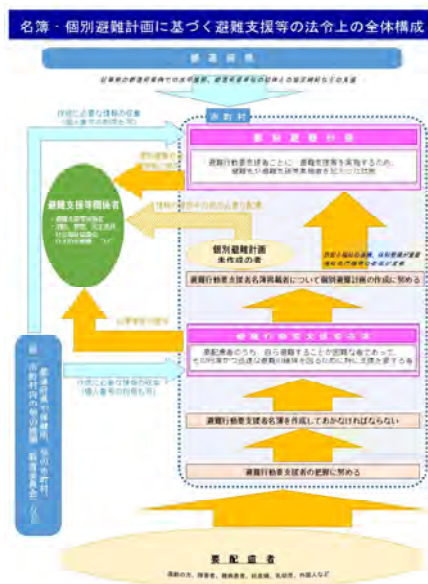
### 具体的な対策メニュー：避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定支援

#### 【現 状】

南アルプス市は、民生児童委員及び自主防災会を中心に、真に避難支援が必要な方に対する個別避難計画の作成に取り組んでいる。

#### 【実施内容】

これまで、避難行動要支援者名簿（同意書）と個別避難計画を別様で作成していたものを、今後は一様にまとめ、自主防災会と民生児童委員の連携をより強化し、今後も継続して策定支援をしていく。



避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針(令和3年5月改定)／内閣府

#### 【目 標】

項 目	短期目標（令和9年度末）	中期目標（令和14年度末）
個別避難計画の策定支援	避難行動要支援者名簿（同意書）と個別避難計画の一様化の推進	避難行動要支援者名簿（同意書）と個別避難計画の一様化の推進

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定により、地域防災力の強化及び災害時の逃げ遅れを防ぐことが期待される。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 総務部 防災危機管理課、保健福祉部 福祉総合相談課  
 実施支援：山梨県 防災局 防災危機管理課

## 《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

### 具体的な対策メニュー：広域避難を視野に入れた避難先の確保

#### 【現 状】

広域避難の円滑な実施を図るため、大規模な水害が発生するおそれがある段階における県や市町村等による共同検討会の設置や、広域避難に関する情報発信を行う際の判断目安について取りまとめ、令和4年度から運用を開始している。

#### 【実施内容】

避難先の確保は、横川流域内だけの検討ではなく、流域外や市外への避難も視野に入れて適切な方法を検討していく。

また、市外への広域避難を検討する場合には、県内全域での避難計画を踏まえ、横川流域での適切な避難計画を立てていく必要がある。



大規模水害時における広域避難に向けた取り組み／山梨県

#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
広域避難を視野に入れた 避難先の確保	検討	検討

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

広域避難を視野に入れ避難先を確保しておくことで、市内のみでの避難対応では不十分である危険な恐れのある災害が発生した際にも適切な避難が可能となる。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 総務部 防災危機管理課

実施支援：山梨県 防災局 防災危機管理課

## 《 テーマ 3 : 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

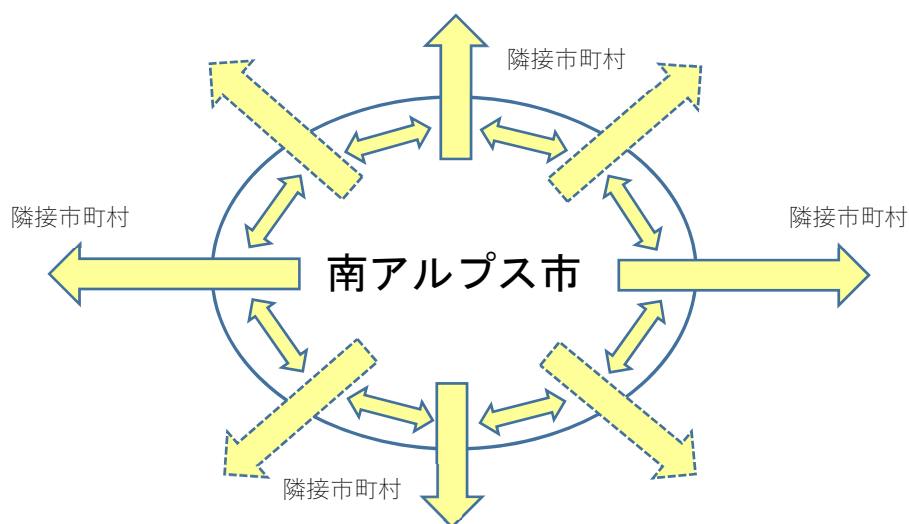
### 具体的な対策メニュー：広域避難路のリダンダンシー確保

#### 【現 状】

南アルプス市は川に囲まれている特性から、橋梁が隣接自治体との唯一の連絡道路となっており、広域的な道路ネットワークにより、経済活動だけではなく、防災上の観点からもリダンダンシーの確保（予め交通ネットワーク等を多重化して、予備の手段が用意されている状況）が重要となっている。

#### 【実施内容】

隣接市町村と調整しながら、広域避難路のリダンダンシーの確保を検討する。



交通ネットワーク等の多重化イメージ

#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和 9 年度末)	中期目標 (令和 14 年度末)
広域避難路の リダンダンシー確保	調整、検討	調整、検討

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

大規模災害に備えた道路ネットワークの多重化により、災害後の長期孤立を回避し、二次災害の発生を軽減させる。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 建設部 道路整備課

## 《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

### 具体的な対策メニュー：小規模事業者への事業継続計画（BCP）策定支援

#### 【現 状】

南アルプス市商工会と南アルプス市が共同で「事業継続力強化支援計画」を策定し、令和3年4月30日に認定された。

計画実施期間（R3.4.1~R8.3.31）の間、事業継続力強化を目標とした次の取り組みを行う。

- ・管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化
- ・被害の把握・報告ルートの確立
- ・リスクファイナンスを活用したBCP対策の啓発
- ・速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立



事業継続力強化支援計画

#### 【実施内容】

商工会と南アルプス市が連携する中で、本市における災害リスク等を周知することにより、小規模事業者に対し、水害を考慮した事業継続計画（BCP：被災した場合等でも、被害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための計画）の必要性を理解していただき、計画の策定支援を行う。

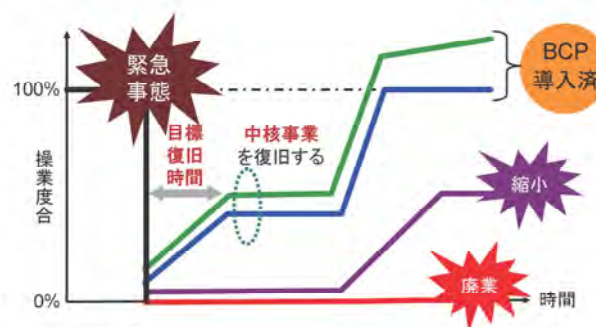


図 BCPの狙い、災害時に計画的に事業を復旧する

中小企業BCP(事業継続計画)ガイド(抜粋) / 経済産業省中小企業庁

#### 【目 標】

項 目	短期目標（令和9年度末）	中期目標（令和14年度末）
小規模事業者への事業継続計画（BCP）策定支援	策定事業者の拡大	策定事業者の拡大

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

小規模事業者の事業継続計（BCP）が策定されることで、地域経済等の早期の復旧・復興が期待される。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 産業観光部 商工振興課

実施支援：山梨県 産業労働部 産業政策課

## 《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

### 具体的な対策メニュー：水道施設、下水道施設の耐水化

#### 【概要】

河川氾濫等の災害時においても一定の水道、下水道の機能を確保し、施設被害による社会的影響を最小限に抑制するため、水道、下水道施設の浸水対策を早急に実施する必要がある。

#### 【現状】

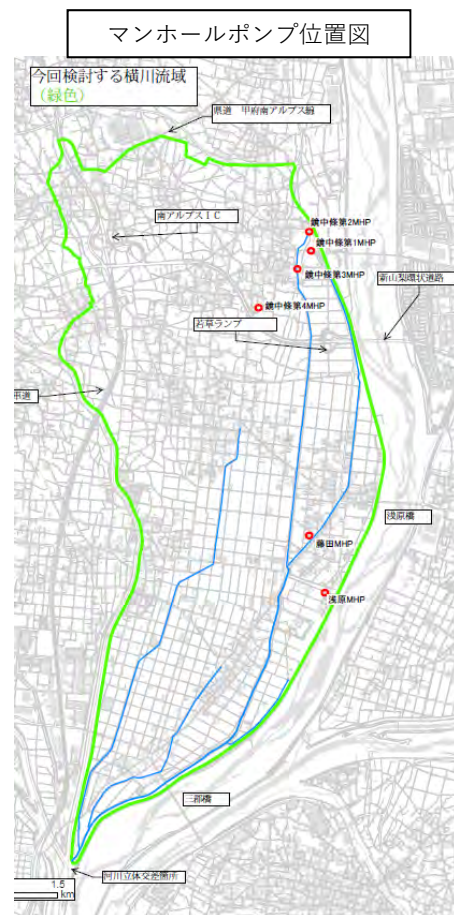
上水道施設：浄水場の地盤を上げるなどの耐水化の対策をしているが、洪水浸水想定の高さまででは対応できていない。

下水道施設：下水道施設として耐水化は未実施であるため、マンホールポンプ制御盤等のある程度の高さに嵩上げする計画はあるが、洪水浸水想定の高さまで上げるのは現実的でないため、対策方法を検討中である。

#### 【実施内容】

上水道施設：ある程度の浸水被害に対応できるよう土のう積みや止水板等による対策の実施について検討する。

下水道施設：ある程度の浸水被害に対応できるようマンホールポンプ制御盤等の嵩上げを検討し、実施する。



#### 【目標】

項目	短期目標 (令和9年度末)	中期目標 (令和14年度末)
上水道施設耐水化	土のう袋備蓄、検討	検討
下水道施設耐水化	検討、設計	実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

水道、下水道施設の耐水化を実施することにより、河川氾濫等の災害時においても一定の水道、下水道機能の確保又は早期復旧がなされることが期待される。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 上下水道局 工務課

実施支援：【下水道施設】山梨県 県土整備部 下水道室

## 《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

### 具体的な対策メニュー：災害時の生活用水の確保の推進

#### 【現 状】

災害時に水道の給水が停止した場合に、トイレや洗濯などに使用する生活用水が足りなくなる恐れがある。

#### 【実施内容】

令和4年度より災害時に水道の給水が停止した場合に、生活用水を確保するために、市民の自宅に設置してある井戸を「災害時生活用水協力井戸」として登録いただける井戸の募集を開始し、現在4件の登録がされている。今後も引き続き募集を続けることで、登録件数の拡大を図り、災害時の生活用水を確保する。



南アルプス市 HP



登録届出書



#### 【目 標】

項 目	短期目標（令和9年度末）	中期目標（令和14年度末）
災害時生活用水協力井戸 の登録件数の拡大	登録件数の拡大	登録件数の拡大

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

#### 【想定される効果】

災害時生活用水協力井戸の件数が増えることで、市民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図る。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 総務部 防災危機管理課

## 《 テーマ 3 : 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

### 具体的な対策メニュー：大規模水害発生後の早期復旧に向けた災害廃棄物の円滑な処理

#### 【現 状】

南アルプス市では、災害対策基本法第 42 条第 2 項の規定に基づき、防災に関する基本的事項を総合的に定めた「南アルプス市地域防災計画」の廃棄物処理計画の細部の策定を目的として「南アルプス市災害廃棄物処理計画」を平成 30 年 9 月に策定(R4 年 9 月改定)している。

#### 【実施内容】

大規模水害発生後、災害廃棄物（災害ごみ）の円滑な処理が行えるよう、南アルプス市災害廃棄物処理計画に基づく、迅速な廃棄物処理や災害時応援協定について、訓練等を通じて早期復旧に向けた初動対応を確立する。

また、災害が現実となった場合に、被災状況に応じて実効性のある具体的な「災害廃棄物処理実行計画」が策定できるよう、訓練等あらゆる機会を通じて、災害の対応を評価し、改善する必要がある事項について、計画を逐次見直す。



南アルプス市災害廃棄物処理計画（抜粋）／南アルプス市

#### 【目 標】

項 目	短期目標 (令和 9 年度末)	中期目標 (令和 14 年度末)
大規模水害発生後の早期復旧に向けた災害廃棄物の円滑な処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>訓練等を通じた初動対応の確立</li> <li>計画の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訓練等を通じた初動対応の確立</li> <li>計画の見直し</li> </ul>

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

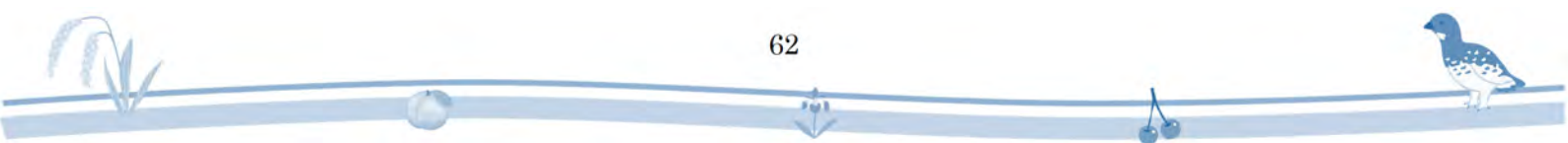
#### 【想定される効果】

大規模水害発生後の災害廃棄物（災害ごみ）が円滑に処理されることで、早期の復旧・復興に繋がる。

#### 【関係機関】

実施主体：南アルプス市 総務部 防災危機管理課、市民部 環境課

実施支援：山梨県 環境・エネルギー部 環境整備課

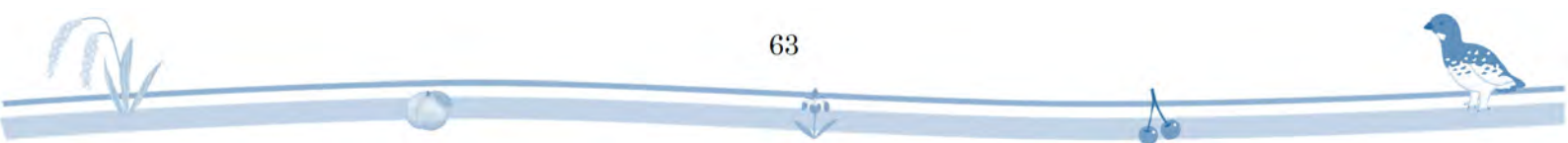






## 巻末資料

1. アクションプラン策定までの経緯
2. 合意形成について
3. 関係機関一覧



## 1. アクションプラン策定までの経緯

流域治水対策アクションプラン（横川流域）の策定にあたり、国、県、南アルプス市で構成する「横川流域治水検討会」を開催しました。

### 1.1 検討会概要

検討会の設置要綱及び委員は以下のとおりです。

#### 横川流域治水検討会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「横川流域治水検討会」（以下「横川検討会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 横川検討会は、横川流域において河川管理者のみならず流域のあらゆる関係者の協働により流域治水対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として設置する。

（横川検討会）

第5条 横川検討会は、次の事項を協議する。

- （1）横川流域における流域治水の具体的な施策や取り組みの検討に関すること。
- （2）流域治水に係る施策の調整に関すること。
- （3）その他必要と認められる事項に関すること。

2 横川検討会は、議長が招集する。

3 横川検討会が必要と認める場合は、委員の追加や委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

横川流域治水検討会設置要綱 抜粋

横川流域治水検討会 委員表

議長	山梨県県土整備部 技監
委員	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所 副所長
	南アルプス市 総務部長
	南アルプス市 産業観光部長
	南アルプス市 建設部長
	南アルプス市 上下水道局長
	山梨県防災局 防災危機管理課長
	山梨県産業労働部 成長産業推進課長
	山梨県農政部 農村振興課長
	山梨県農政部 耕地課長
	山梨県県土整備部 治水課長
	山梨県県土整備部 都市計画課長
	山梨県県土整備部 下水道室長
	山梨県県土整備部 建築住宅課長

※策定時点

## 1.2 横川流域治水検討会における議事概要

会議名	開催年月日	議事概要
第1回横川流域治水検討会	令和3年 10月11日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 横川流域の状況</li> <li>2. アクションプランの対象区域と目標</li> <li>3. 検討すべき対策メニュー（案）</li> </ol>
第2回横川流域治水検討会	令和3年 12月22日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関係機関の流域治水の方向性について</li> <li>2. 流域治水に関する制度等</li> <li>3. 主な対策案の効果検証</li> </ol>
第3回横川流域治水検討会	令和4年 3月22日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対策メニューの追加、再整理</li> <li>2. 田んぼダムの実証実験</li> <li>3. 関係者（住民・企業）との合意形成の図り方</li> </ol>
第4回横川流域治水検討会	令和4年 7月26日	<u>アクションプラン（骨子案）</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. アクションプランの実施期間</li> <li>2. 合意形成や策定までの流れ</li> </ol>
第5回横川流域治水検討会	令和4年 11月21日	<u>アクションプラン（素案）</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 合意形成についての報告</li> <li>2. アクションプラン（素案）の意見募集について</li> </ol>
第6回横川流域治水検討会	令和4年 12月26日	<u>アクションプランの策定</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 意見募集の結果</li> <li>2. アクションプランの進捗管理について</li> </ol>



第1回横川流域治水検討会



第5回横川流域治水検討会

### 1.3 流域治水対策に関する確認書

横川流域における、流域治水の取り組みを着実に推進していくため、山梨県と南アルプス市で以下のとおり、確認書を締結しました。



#### 一級河川横川の流域治水対策に関する確認書

近年、気候変動の影響により、水害の激甚化・頻発化が危惧されており、過去にも度々浸水被害が生じている横川流域において、今後、高まる水害リスクに対応するためには、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への転換・推進が必要である。

このため、山梨県と南アルプス市は、一級河川横川の流域治水対策を着実に推進するため、以下の対策について連携して取り組むことを確認する。

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
2. 被害対象を減少させるための対策
3. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

本確認書を2通作成し、各自1通を保有するものとする。

令和4年7月26日

山梨県知事

長崎幸太郎

南アルプス市長

金丸一元

## 2. 合意形成について

流域治水対策アクションプラン（横川流域）の策定にあたり、関係者（企業、住民等）に流域治水の重要性やアクションプランの取り組み内容について説明等を行い、合意形成を図りました。

関係者等	実施時期	概要
地元自治会等	令和4年 9月～10月	流域の住民に向けて、流域治水の概要と横川流域のアクションプランの内容について、自治会長を通じた各戸への説明（回覧）を実施 ・若草地区 8自治会（3037戸） ・甲西地区 4自治会（893戸） ・櫛形地区 3自治会（806戸）
学校教育関係者	令和4年9月	流域内4校の全小中学校に対して流域治水の概要と横川流域のアクションプランの内容を説明 また、防災教育においても流域治水の内容を連携し、取り入れていくことを確認
地元企業等	令和4年10月	流域の企業に流域治水の概要と横川流域のアクションプランの内容を説明し協力を依頼 ・4社及び3団体（※策定時点）
学識者	令和4年 9月～12月	学識者の意見を取り入れるため、山梨大学の地域防災・マネジメント研究センターと連携し、現地視察や意見交換を実施 また、横川流域のアクションプランの素案の内容を説明し意見を反映
意見募集	令和4年12月	広く住民等からの意見を取り入れるため、県及び南アルプス市のHP等にて、アクションプランの素案の意見募集を実施

### 3. 関係機関一覧

テーマ	関係機関
<p>《テーマ1》 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甲府河川国道事務所</li> <li>・ 山梨県 農政部 農村振興課</li> <li>・ 山梨県 農政部 耕地課</li> <li>・ 山梨県 県土整備部 道路整備課</li> <li>・ 山梨県 県土整備部 道路管理課</li> <li>・ 山梨県 県土整備部 治水課</li> <li>・ 山梨県 県土整備部 都市計画課</li> <li>・ 山梨県 県土整備部 下水道室</li> <li>・ 南アルプス市 保健福祉部 子育て支援課</li> <li>・ 南アルプス市 産業観光部 商工振興課</li> <li>・ 南アルプス市 建設部 道路整備課</li> <li>・ 南アルプス市 建設部 都市計画課</li> <li>・ 南アルプス市 建設部 管理住宅課</li> <li>・ 南アルプス市 建設部 農林土木課</li> <li>・ 南アルプス市 教育委員会 教育総務課</li> <li>・ 南アルプス市 上下水道局 総務課</li> <li>・ 南アルプス市 上下水道局 工務課</li> </ul>
<p>《テーマ2》 被害対象を減少させるための対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甲府河川国道事務所</li> <li>・ 山梨県 県土整備部 治水課</li> <li>・ 山梨県 県土整備部 都市計画課</li> <li>・ 山梨県 県土整備部 建築住宅課</li> <li>・ 南アルプス市 建設部 都市計画課</li> </ul>
<p>《テーマ3》 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甲府河川国道事務所</li> <li>・ 山梨県 防災局 防災危機管理課</li> <li>・ 山梨県 環境・エネルギー部 環境整備課</li> <li>・ 山梨県 産業労働部 産業政策課</li> <li>・ 山梨県 県土整備部 治水課</li> <li>・ 山梨県 県土整備部 下水道室</li> <li>・ 山梨県 教育委員会 教育企画室</li> <li>・ 南アルプス市 総務部 防災危機管理課</li> <li>・ 南アルプス市 市民部 環境課</li> <li>・ 南アルプス市 保健福祉部 福祉総合相談課</li> <li>・ 南アルプス市 産業観光部 商工振興課</li> <li>・ 南アルプス市 建設部 道路整備課</li> <li>・ 南アルプス市 教育委員会 学校教育課</li> <li>・ 南アルプス市 上下水道局 総務課</li> <li>・ 南アルプス市 上下水道局 工務課</li> </ul>

## 横川流域治水検討会

国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所  
山梨県（防災局、産業労働部、農政部、県土整備部）  
南アルプス市（総務部、産業観光部、建設部、上下水道局）

【事務局】山梨県 県土整備部 治水課

住所：甲府市丸の内 1-6-1 電話：055-223-1702